

整理番号 10

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1 : 調査研究費 2 : グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3 : 広聴費 4 : 要請・陳情等活動費 5 : 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6 : 人件費 ⑦ : 事務所費 8 : 事務費</p> <p>9 : 資料購入・作成 10 : 交通費</p>
-------------------------------------	--

支出年月日	4 年 4 月 1 日 他	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: right;">百万</td> <td style="text-align: right;">千</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 20px; text-align: center;">299</td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 20px; text-align: center;">2</td> </tr> </table> <p>※政務活動費を充当した金額を記載</p>	百万	千	円		299	2
百万	千	円							
	299	2							

使 途	<p>ダスキンの使用料</p> <p>(按分の積算方法 3,740円 × 8/10)</p>
-----	--

領収書等貼付欄

但し、ダスキン 4月分～6月分として
埼玉県議会自由民主党議員団

納品・領収書
No. 0000895044
神尾 たかよし 様

ダスキン マルシン
株式会社マルシン
〒367-0062 本庄市小島南3丁目8-19
TEL 0495-22-4098 FAX 0495-22-4076

納品日 4年 4月 1日 次回は 月 日 曜日

担 当

商 品 名	数 量	金 額	毎回残	今回回収	今回残
FM-DF フロアーモップF	1	935	1		
* 納品合計10%		935 内消費税 ***			

<p>2865</p>	<p>印 紙 5万円以上 貼 付</p>	<p>領 収 額</p> <p style="font-size: 24px;">935</p>	<p>領収書金額</p>
-------------	------------------------------	--	--------------

政務活動に使用する割合が $\frac{8}{10}$ 以上であるため

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
※按分した場合は、積算方法も余白に記載すること。

整理番号 1 0 - 2

領収書貼付欄

※ 整理番号には、枝番を記入すること。

納品・領収書

神尾 たかよし 様 No. 0000898568

ダスキン マルシン

株式会社マルシン

〒367-0062 本庄市小島南3丁目8-19

TEL 0495-22-4098 FAX 0495-22-4076

納品日 4年4月29日 次回は 月 日 曜日

担当

商 品 名	数 量	金 額	前 回 残	今 回 収	今 回 残
FM-DF フロアーモップF	1	935	1		
* 納品合計10%		935 内消費税 ***			85

印紙
5万円以上
貼付

領収額
935

前回未収額

納品・領収書

神尾 たかよし 様 No. 0000901473

ダスキン マルシン

株式会社マルシン

〒367-0062 本庄市小島南3丁目8-19

TEL 0495-22-4098 FAX 0495-22-4076

納品日 4年5月27日 次回は 月 日 曜日

担当

商 品 名	数 量	金 額	前 回 残	今 回 収	今 回 残
FM-DF フロアーモップF	1	935	1		
* 納品合計10%		935 内消費税 ***			85

印紙
5万円以上
貼付

領収額
935

前回未収額

納品・領収書

神尾 たかよし 様 No. 0000905048

ダスキン マルシン

株式会社マルシン

〒367-0062 本庄市小島南3丁目8-19

TEL 0495-22-4098 FAX 0495-22-4076

納品日 4年6月24日 次回は 月 日 曜日

担当

商 品 名	数 量	金 額	前 回 残	今 回 収	今 回 残
FM-DF フロアーモップF	1	935	1		
* 納品合計10%		935 内消費税 ***			85

印紙
5万円以上
貼付

領収額
935

前回未収額

3-3936

整理番号

		21	-	1
--	--	----	---	---

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 7:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

<p>支出年月日</p>	<p><table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"><tr><td style="width: 20px; height: 20px;">4</td><td style="width: 20px; height: 20px;">年</td><td style="width: 20px; height: 20px;">4</td><td style="width: 20px; height: 20px;">月</td><td style="width: 20px; height: 20px;">1</td><td style="width: 20px; height: 20px;">日</td></tr></table></p>	4	年	4	月	1	日	<p>支出額</p>	<p>百万 千 円</p> <p><table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"><tr><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;">5</td><td style="width: 20px; height: 20px;">3</td><td style="width: 20px; height: 20px;">2</td><td style="width: 20px; height: 20px;">4</td><td style="width: 20px; height: 20px;">0</td></tr></table></p> <p style="font-size: small;">※政務活動費を充当した金額を記載</p>		5	3	2	4	0
4	年	4	月	1	日										
	5	3	2	4	0										
<p>使 途</p>	<p>事務所家賃(4月分) 自民党越谷支部と共同事務所にて折半 政務活動の使用する割合が8/10のため $133100円 \div 2 \times \frac{8}{10} = 53240$</p>														

領 収 証

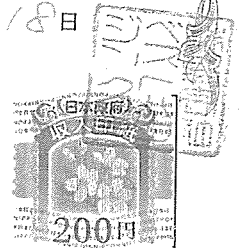
No. 007283

浅井 明 様

2022年 4月 18日

金額 ¥ 133,100-

但し 森田ビル 201 4月分賃料にて (4/1入金)
 上記の金額正に領収いたしました



内 訳 _____

税 抜 金 額 _____

消 費 税 額 等 (%) _____

BEST HOUSING

株式会社ベストハウジング

- 本 社 〒340-0016 埼玉県草加市中央2丁目1番5号
TEL 048-928-3020 FAX 048-928-3029
- 獨協大学前店 〒340-0011 埼玉県草加市栄町三丁目4番6号
TEL 048-930-2581 FAX 048-930-2582
- 草 加 店 〒340-0034 埼玉県草加市氷川町2129番地1
TEL 048-920-5141 FAX 048-920-5140
- 竹の塚店 〒121-0813 東京都足立区竹の塚六丁目15番6号
TEL 03-3860-4401 FAX 03-3860-4403
- 北千住店 〒120-0026 東京都足立区千住旭町13番地8
TEL 03-5813-3883 FAX 03-5813-3885



社印・扱者印のないものおよび、領収金額の訂正したものは無効とします。

21-2 建物賃貸借契約書 (事業用)

頭書

(1) 賃貸借の目的物

名称	森田ビル		
所在地(住居表示)	埼玉県越谷市越ヶ谷2-8-24		
構造・規模	鉄骨造陸屋根3階建て		
用途	事務所		
契約面積	2 階部分	35,34 m ²	

(2) 使用目的

県政事務所

(3) 契約期間および契約期間内の解約

始期	2020年7月1日 から	3 年 0 月間
終期	2023年6月30日 まで	

貸主は、借主に対して6ヶ月前までに、また、借主は、貸主に対して 3 ヶ月前までに、書面により解約の申入れを行うことにより、それぞれ本契約を解約することができます。

(4) 賃料等

賃料	月額 117,700 円	(内消費税等 10,700 円 ・ 税率 10 %)
共益費(管理費)	月額 15,400 円	(内消費税等 1,400 円 ・ 税率 10 %)
保証金(敷金)	321,000 円 賃料の 3 ヶ月相当額	
保証金(敷金)の償却・敷引	1. 貸主は、借主に対し延滞賃料、損害賠償金その他の債権を有するときは、いつでも敷金からそれらを差し引く(相殺)することができる。この場合、借主は直ちに、差し引かれた敷金を補充しなければならない。2. 貸主は、この契約が終了し借主が本事務所の明け渡しを完了した後3ヶ月以内に、貸主の住所又は貸主の指定する場所において、敷金から前項の相殺分を差し引いて、残額を借主に返還する。	
	円	円
礼金	円	
賃料等の支払方法	支払時期	翌月分を 毎月 27 日までに支払う
	<input checked="" type="checkbox"/> 振込 <input type="checkbox"/>	
	振込先金融機関名・支店名	口座種別
	口座番号	口座名義人・フリガナ
振込手数料負担者	借主	持参先

(5) 貸主

貸主	氏名		電話	()
	住所			

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること

建物の所有者	住所	
	氏名	

21-3

(6) 連帯保証の極度額

極度額	3,194,400 円
-----	-------------

(7) 更新料に関する事項 更新料の有無 (有 ・ 無)

更新料の金額	<input checked="" type="checkbox"/> 新賃料の 1 ヶ月分 ・ <input type="checkbox"/>	円
--------	---	---

特約条項

- ・借主は貸主に無断で建物敷地内にものを置くことはできないこととする。但し貸主の承諾を得た場合はこの限りではない。
この場合借主は書面にて承諾の依頼をするとともに配置図などを添付することとする。
貸主は借主に対し書面により承諾することとする。
- ・看板を使用する場合は、別途で毎月5,000円(法定消費税別途)を支払うこととする。
- ・更新料は賃料1ヶ月分に別途法定消費税がかかります。
- ・更新時、更新事務手数料として賃料の0.5ヶ月分(別途法定消費税)がかかります。

下記貸主と借主は、本物件について賃貸借契約を締結し、また貸主と連帯保証人は、借主の債務について連帯保証契約を締結したことを証するため、本契約書3通を作成し、貸主、借主、および連帯保証人署(記)名押印の上、各自その1通を保有します。

令和2年6月7日

貸主 住所 [Redacted]
氏名 [Redacted] 電話番号 [Redacted]

借主 住所 越谷市越谷 1丁目8-6
氏名 浅井 翔 電話番号 048(962)5777

連帯保証人 住所 [Redacted]
氏名 [Redacted] 電話番号 [Redacted]

極度額 3,194,400 円 ※連帯保証人が法人の場合には極度額は定めません

宅地建物取引業者・宅地建物取引士

(この契約書は宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています)

取引態様 <input type="checkbox"/> 媒介 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 代理	取引態様 <input type="checkbox"/> 媒介 ・ <input type="checkbox"/> 代理
免許証番号 国土交通大臣(4)第 6029 号	免許証番号 第 号
事務所所在地 埼玉県草加市栄町3丁目4-6	事務所所在地
商号 株式会社 ベストハウジング	商号
代表者等 八巻 康雄	代表者等
登録番号 第 号	登録番号 第 号
宅地建物取引士	宅地建物取引士

整理番号 0022-1

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費 2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費 7: 事務所費 8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費 10: 交通費</p>
--	---

<p>支出年月日</p> <p style="text-align: center;">04年 04月 01日</p>	<p>支出額</p> <p style="text-align: center;">百万 0 千 4 百 4 十 0 円</p>	<p>※政務活動費を充当した金額を記載</p>
<p>使 途</p> <p>事務所看板代(4月分)</p> <p>$5,500円 \times \frac{8}{10} = 4,400円$</p> <p style="text-align: right;"><small>政務活動に使用する割合が $\frac{8}{10}$ 以上であるため</small></p>		

領 収 証

No. 007285

浅井 明 様

2022年 4月 18日

金額

¥ 5,500-

収 入
印 紙

但し 森田ビル 201 看板1代' 612(49分) 4/1入金
上記の金額正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等(%)

BEST HOUSING

株式会社ベストハウジング

- 本社 〒340-0016 埼玉県草加市中央2丁目1番5号
TEL 048-928-3020 FAX 048-928-3029
- 獨協大学前店 〒340-0011 埼玉県草加市栄町三丁目4番6号
TEL 048-930-2581 FAX 048-930-2582
- 草加店 〒340-0034 埼玉県草加市氷川町2129番地1
TEL 048-920-5141 FAX 048-920-5140
- 竹の塚店 〒121-0813 東京都足立区竹の塚六丁目15番6号
TEL 03-3860-4401 FAX 03-3860-4403
- 北千住店 〒120-0026 東京都足立区千住旭町13番地8
TEL 03-5813-3883 FAX 03-5813-3885

扱 者 印



社印・扱者印のないものおよび、領収金額の訂正したものは無効とします。

建物賃貸借契約書（事業用）

頭書

(1) 賃貸借の目的物

名称	森田ビル		
所在地(住居表示)	埼玉県越谷市越ヶ谷2-8-24		
構造・規模	鉄骨造陸屋根3階建て		
用途	事務所		
契約面積	2 階部分	35, 34 m ²	

(2) 使用目的

県政事務所

(3) 契約期間および契約期間内の解約

始期	2020年7月1日 から	3 年 0 月間	
終期	2023年6月30日 まで		
貸主は、借主に対して6ヶ月前までに、また、借主は、貸主に対して 3 ヶ月前までに、書面により解約の申入れを行うことにより、それぞれ本契約を解約することができます。			

(4) 賃料等

賃料	月額 117,700 円	(内消費税等 10,700 円 ・ 税率 10 %)
共益費(管理費)	月額 15,400 円	(内消費税等 1,400 円 ・ 税率 10 %)
保証金(敷金)	321,000 円 賃料の 3 ヶ月相当額	
保証金(敷金)の償却・敷引	1. 貸主は、借主に対し延滞賃料、損害賠償金その他の債権を有するときは、いつでも敷金からそれらを差し引く(相殺)することができる。この場合、借主は直ちに、差し引かれた敷金を補充しなければならない。2. 貸主は、この契約が終了し借主が本事務所の明け渡しを完了した後3ヶ月以内に、貸主の住所又は貸主の指定する場所において、敷金から前項の相殺分を差し引いて、残額を借主に返還する。	
	円	円
礼金	〆 円	
賃料等の支払方法	支払時期	翌月分を 毎月 27 日までに支払う
	<input checked="" type="checkbox"/> 振込 <input type="checkbox"/>	
	振込先金融機関名・支店名	口座種別
	口座番号	口座名義人・フリガナ
振込手数料負担者	借主	持参先

(5) 貸主

貸主	氏名		電話	()
	住所			

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること

建物の所有者	住所	
	氏名	

22-3

(6) 連帯保証の極度額

極度額	3,194,400 円
-----	-------------

(7) 更新料に関する事項 更新料の有無 (有 ・ 無)

更新料の金額	<input checked="" type="checkbox"/> 新賃料の 1 ヶ月分 ・ <input type="checkbox"/> 円
--------	---

特約条項

- ・借主は貸主に無断で建物敷地内にものを置くことはできないこととする。但し貸主の承諾を得た場合はこの限りではない。
この場合借主は書面にて承諾の依頼をするとともに配置図などを添付することとする。
貸主は借主に対し書面により承諾することとする。
- ・看板を使用する場合は、別途で毎月5,000円(法定消費税別途)を支払うこととする。
- ・更新料は賃料1ヶ月分に別途法定消費税がかかります。
- ・更新時、更新事務手数料として賃料の0.5ヶ月分(別途法定消費税)がかかります。

下記貸主と借主は、本物件について賃貸借契約を締結し、また貸主と連帯保証人は、借主の債務について連帯保証契約を締結したことを証するため、本契約書3通を作成し、貸主、借主、および連帯保証人署(記)名押印の上、各自その1通を保有します。

令和2年6月7日

貸主 住所 [Redacted]

氏名 [Redacted] 電話番号 [Redacted]

借主 住所 越谷市越谷 1丁目8-6

氏名 浅井 明 電話番号 048 (962) 5777

連帯保証人 住所 [Redacted]

氏名 [Redacted] 電話番号 [Redacted]

極度額 3,194,400 円 ※連帯保証人が法人の場合には極度額は定めません

宅地建物取引業者・宅地建物取引士

(この契約書は宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています)

取引態様 媒介 ・ 代理
 免許証番号 国土交通大臣 (4) 第 6029 号
 事務所所在地 埼玉県草加市栄町3丁目4-6
 商号 株式会社 ベストハウジング
 代表者等 八巻 康雄
 登録番号 [Redacted] 第 [Redacted] 号
 宅地建物取引士 [Redacted]

取引態様 媒介 ・ 代理
 免許証番号 [Redacted] 第 [Redacted] 号
 事務所所在地 [Redacted]
 商号 [Redacted]
 代表者等 [Redacted] (印)
 登録番号 [Redacted] 第 [Redacted] 号
 宅地建物取引士 [Redacted] (印)

整理番号

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

支出年月日	<input type="text" value=""/> <input type="text" value="4"/> <input type="text" value="年"/> <input type="text" value=""/> <input type="text" value="4"/> <input type="text" value="月"/> <input type="text" value=""/> <input type="text" value="4"/> <input type="text" value="日"/>	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">9824</td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> </tr> </table>	百万	千	円					9824	
百万	千	円										
	9824											

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途	<p style="font-size: large;">事務所駐車場 更新料として</p> <p style="font-size: large;">10916 × 0.9</p>
-----	---

領収書等貼付欄

政務活動に使用する割合が9/10以上であるため

③ 事務所駐車場 更新料として

※ 領収書は、重ねて貼付しないこと。

※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
(別紙にも整理番号(枝番)を付すこと。)

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

10-2

契約更新についてのお知らせ

拝啓 平素は格別のお引き立てをいただき、厚く御礼申し上げます。
さて、現在賃借中の下記の物件についてですが、以下の期日をもちまして契約期間が満了致します。
引き続き契約を継続される場合は下記の条件となりますのでお知らせ致します。

敬具

2022年2月18日

記

【物件名】川口1丁目パーキング No. [REDACTED]

【期間満了日】2022年4月30日

1.新条件について 2022年5月1日～2023年4月30日迄(1年間)

①新賃料・・・20,000円

②消費税・・・2,000円

合計22,000円

2.契約更新時必要金について(銀行振込)【注】ご来店頂く場合も銀行振込となります。

①更新事務手数料・・・11,000円(税込)

②返送用送料・・・▲84円

合計・・・10,916円

(振込先)

↓

[REDACTED] 株式会社 トータルホーム

※振込手数料につきましては借主様のご負担にてお願い致します。

【注】月々のお家賃お振込口座とは異なりますので十分にご注意下さい。

3.手続期限

・更新時必要金：2022年4月18日までに振込

・返送書類：現契約期間満了日までに必着/更新書(再契約書)2部

4.手続方法：書類郵送

5.その他注意事項

【注】変更が生じる場合は事前にご連絡下さい。変更等内容により事前の承諾が必要となります。

【注】連絡なく期日を過ぎると契約更新が出来なくなる場合があります。

【注】解約をご希望される場合は、契約期間に係らず解約予告期間を厳守の上お知らせ下さい。

以上

賃借人 永瀬 秀樹 様

北区赤羽1丁目10-4 マスカタビル3F
株式会社トータルホーム トータルホーム赤羽店
TEL 03-3598-9233

10-3

賃貸借契約更新書

物件	川口1丁目パーキング	駐車区画No.	■
所在地	埼玉県川口市川口1丁目4-6地内		
契約者	永瀬 秀樹		

上記物件につき既に締結済みの契約を、下記条項を変更の上継続することに合意する。

旧 契 約 内 容				新 契 約 内 容				
旧契約期間				新契約期間				
2021	年	5	月	1	日	から		
2022	年	4	月	30	日	まで		
月 額				月 額				
22,000 円				22,000 円				
内訳	家賃			20,000 円	内訳	家賃		
	消費税			2,000 円		消費税		
				円				
				円				

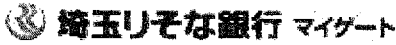
【追記事項】

注意事項 今回締結以外の条項につきましては、今までの契約書及び旧更新書がそのまま適用されますので、破棄せずに当更新書と共に保存してください。

2022年3月31日

貸主	住所	埼玉県川口市金山町17-12千葉ビル1階 (有限会社千葉 代理人)	
	氏名	株式会社トータルホーム 代表取締役 田中利明	
借主	住所	埼玉県川口市本町1-6-10	
	氏名	永瀬 秀樹	
	電話番号	048-223-6050	
連帯保証人	住所		
	氏名	実印	
	電話番号		
媒介業者	東京都北区赤羽1-10-4マスカタビル3F 株式会社トータルホーム赤羽店 国土交通大臣(4)第7200号 埼玉県知事第032579号 田中 利明		

10-4



お取引内容確認・取消

振込

[印刷する](#)

受付番号 22040400003 受付日時 2022年04月04日 21:41

出金口座 ■■■支店 普通 ■■■■

振込依頼人名 カトビデキ

振込先口座 埼玉りそな銀行 川口支店 普通 4646943

受取人名 カト-列ホ-ム

振込金額 10,916円

振込手数料 0円

引落合計金額 10,916円

振込指定日 2022年04月04日

処理状況 処理済

[戻る](#)

[>お問合せはこちら](#) ※ブラウザにより表示されない場合があります



整理番号

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費 2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費 7: 事務所費 8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費 10: 交通費</p>
--	---

支出年月日	<input type="text" value="4"/> 年 <input type="text" value="4"/> 月 <input type="text" value="4"/> 日	支出額	<table style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>百万</td> <td>千</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td><input type="text" value=""/></td> <td><input type="text" value=""/></td> <td><input type="text" value="715"/></td> </tr> </table> <p>※政務活動費を充当した金額を記載</p>	百万	千	円	<input type="text" value=""/>	<input type="text" value=""/>	<input type="text" value="715"/>
百万	千	円							
<input type="text" value=""/>	<input type="text" value=""/>	<input type="text" value="715"/>							

使 途	<p>ダスキンレンタル代 $1430 \times \frac{1}{2} = 715$</p>
-----	---

領収書等貼付欄

政務活動及びその他の議員活動の用途に使用するため1/2の按分とする

ダスキンプランチャイスチエーション加盟店

お客さま名
 小島 信昭 様
 ポイントカード

納品・請求書
兼 領収書

株式会社ダスキンサーブ 北関東
 ダスキン宮原支店
 〒331-0812 さいたま市北区宮原町1丁目675-2
 TEL 048-654-0388 FAX 048-654-0390

発行日 2022年 4月 4日 次回訪問日 2022年 5月 2日 取引 現金 No.100310117900

商品・サービス内容	契約数	前回残	単価	納品			納品・回収訂正			備
				納品	回収	金額	納品	回収	金額	
ベーシックマットS・G	BSG	4W	1	1	660	1	1	660		
ニューダスキン小モップ	N-SAC	4W	1	1	770	1	1	770		

印紙
5万円以上
貼付

前回未収残	税抜金額	消費税	合計金額	補収額
	訂正後 税抜金額	訂正後 消費税	訂正後 合計金額	訂正後 領収額
	1,300	130	1,430	1,430

確認サイン

担当者名

DUSKIN DDuet会員募集中!! 担当店コード【8000147】

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。
 ④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)

整理番号 7

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費 2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費 7: 事務所費 8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費 10: 交通費</p>
--	---

支出年月日	4 年 4 月 4 日	支出額	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;">百万</td> <td style="width: 25%;">千</td> <td style="width: 25%;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; text-align: center;"> </td> <td style="border: 1px solid black; text-align: center;">99</td> <td style="border: 1px solid black; text-align: center;">396</td> </tr> </table>	百万	千	円		99	396
百万	千	円							
	99	396							

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途	<p>7: 事務所費 (R4.4月事務所賃借料) $110,440 \times 9\% = 9,939.6$</p> <p style="text-align: right;">政務活動に使用する割合が9/10以上であるため</p>
-----	--

領収書等貼付欄

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、 **埼玉りそな銀行**
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号
0017	XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXX
取扱店	お取引日	時刻
57313	04-04-04	09:22
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥110,000	¥440
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		生体認証
万円	千円	円

※ 領収書
※ 領収書
(別紙)

すること。

お振込明細またはご案内

お受取人
三井住友銀行
春日部支店
普通 7128326
か) カスカベ ツツ ヲウタクキョウト ウハ様

ご利用者
ウラト コキト様

電話番号 048-795-7140
取扱番号 400018

印紙税申告納付につき浦和税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消してあります。 →

← (株)春日部市住宅
共同販売センター

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号

		10
--	--	----

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

<p>支出年月日</p>	<table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;">4</td></tr> </table> 年 <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;">4</td></tr> </table> 月 <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;">1</td><td style="width: 20px; height: 20px;">1</td></tr> </table> 日 <p style="text-align: center; font-size: small;">他</p>		4		4		1	1	<p>支出額</p> <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;">1</td> <td style="width: 20px; height: 20px;">0</td> <td style="width: 20px; height: 20px;">3</td> <td style="width: 20px; height: 20px;">9</td> </tr> </table>			1	0	3	9	<p style="text-align: right; font-size: small;">百万 千 円</p> <p style="text-align: right; font-size: small;">※政務活動費を充当した金額を記載</p>
	4															
	4															
	1	1														
		1	0	3	9											

<p>使 途</p>	<p>備品(レンタルマット)</p>	<p style="text-align: center;">385 × 3 × 0.9 = 1,039.5</p> <p style="text-align: right; font-size: small;">政務活動に使用する割合が 9/10以上であるため</p>
------------	--------------------	---

領収書等貼付欄

※ 領収書は、重ねて貼付しないこと。

※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
(別紙にも整理番号(枝番)を付すこと。)

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号

10 - 2

領収書

2022年04月11日 11:17

No.2158094

新井一徳県政調査事務所

様

お問合せ番号: [REDACTED]
住所:
北本市中央1-81

TEL:048-594-1600
契約日付: 20110826
配達日付: 20220411
順番: 017-50
設置場所:
9時半~17時半 土日休

毎度ありがとうございます。
下記の通り受領致しました。

ユニオンマット灰UNHS
1 @350

¥350

小計: ¥350
消費税: ¥35

合計: ¥385

備考:
*お知らせ「GW」の為、
配達曜日が多少変更になりますので
宜しくお願い致します。

株式会社クリーン・モア
お問合せ先: 本社サポートセンター
12-964
東京都立区鹿浜2丁目27番地9号

TEL: 03-3857-2233
FAX: 03-3857-1233
締日: 0
集金日: 0
ルート: C1105
次回ルート: C1105
営業担当: [REDACTED]
配達担当: [REDACTED]
URL: <http://www.clean-more.ne.jp>



*ご契約解除の際は1ヵ月前までに
ご連絡ください

感熱紙の為、保管にご注意下さい。



領収書

2022年05月09日 11:05

No.2162526

新井一徳県政調査事務所

様

お問合せ番号: [REDACTED]
住所:
北本市中央1-81

TEL:048-594-1600
契約日付: 20110826
配達日付: 20220509
順番: 017-50
設置場所:
9時半~17時半 土日休

毎度ありがとうございます。
下記の通り受領致しました。

ユニオンマット灰UNHS
1 @350

¥350

小計: ¥350
消費税: ¥35

合計: ¥385

備考:
*お知らせ「GW」の為、
配達曜日が多少変更になりますので
宜しくお願い致します。

株式会社クリーン・モア
お問合せ先: 本社サポートセンター
〒123-0864
東京都足立区鹿浜2丁目27番地9号

TEL: 03-3857-2233
FAX: 03-3857-1233
締日: 0
集金日: 0
ルート: C1105
次回ルート: C1105
営業担当: [REDACTED]
配達担当: [REDACTED]
URL: <http://www.clean-more.ne.jp>



*ご契約解除の際は1ヵ月前までに
ご連絡ください

感熱紙の為、保管にご注意下さい。



番号

領収書

2022年06月06日 11:27

No.2167979

新井一徳県政調査事務所

様

お問合せ番号: [REDACTED]
住所:
北本市中央1-81

TEL:048-594-1600
契約日付: 20110826
配達日付: 20220606
順番: 017-50
設置場所:
9時半~17時半 土日休

毎度ありがとうございます。
下記の通り受領致しました。

ユニオンマット灰UNHS
1 @350

¥350

小計: ¥350
消費税: ¥35

合計: ¥385

備考:

株式会社クリーン・モア
お問合せ先: 本社サポートセンター
〒123-0864
東京都足立区鹿浜2丁目27番地9号

TEL: 03-3857-2233
FAX: 03-3857-1233
締日: 0
集金日: 0
ルート: C1105
次回ルート: C1105
営業担当: [REDACTED]
配達担当: [REDACTED]
URL: <http://www.clean-more.ne.jp>



*ご契約解除の際は1ヵ月前までに
ご連絡ください

感熱紙の為、保管にご注意下さい。



整理番号 8

ちょうふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 7:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

支出年月日	<input type="text"/> 0 <input type="text"/> 4年 <input type="text"/> 0 <input type="text"/> 4月 <input type="text"/> 1 <input type="text"/> 2日 他	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: right;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td style="text-align: left;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> </td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">1</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">5</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> </td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">9</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">4</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> </td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">5</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">6</td> </tr> </table> <p style="font-size: small;">※政務活動費を充当した金額を記載</p>	百万	千	円		1	5		9	4		5	6
百万	千	円													
	1	5													
	9	4													
	5	6													

使 途	<p>事務所賃貸料(令和4年5月・6月・8月分)</p> <p style="text-align: right;">199,320 × 0.80 = 159,456.0</p>
-----	---

<p>領収書等貼付欄</p> <p>③事務所賃貸料(令和4年5月・6月・8月分)</p> <p>⑤高橋稔裕</p> <p>政務活動に使用する割合が8/10以上のため按分します</p> <div style="text-align: right; margin-top: 20px;"> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">別紙明細</p> </div> <div style="text-align: right; margin-top: 20px;"> <p>198,000</p> <p>1320 [振込手数料]</p> <hr style="width: 50%; margin: 0 auto;"/> <p>199,320</p> </div>	<p style="text-align: right;">埼玉県議会自由民主党議員団</p>
<p>※ 領収書は、重ねて貼付しないこと。</p> <p>※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。(別紙にも整理番号(枝番)を付すこと。)</p>	
<p style="font-size: small;">※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)</p> <p style="font-size: small;">※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。</p>	

領収書貼付欄

※ 整理番号には、枝番を記入すること。

埼玉県議会自由民主党議員団

- ③事務所賃貸料(令和4年5月・6月・8月分)として
- ⑤高橋稔裕

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、埼玉りそな銀行
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号
0017		*****
取扱店	お取引日	時刻
10402	04-04-12	13:10
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥66,000	¥440
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		印紙税認証
円	円	円

お振込明細またはご案内
お受取人
お依頼人

サイタマケソソキン
カリ
普通 0661651
クキミツビツツトウツヤハンハイ(カ様
登録番号 0001
タカハツツヒロ セイムカットウツムツヨ様

電話番号 09018170065
取扱番号 300019

印紙税申告納付につき浦和税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。→

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、埼玉りそな銀行
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号
0017		*****
取扱店	お取引日	時刻
10403	04-05-02	11:52
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥66,000	¥440
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		印紙税認証
円	円	円

お振込明細またはご案内
お受取人
お依頼人

サイタマケソソキン
カリ
普通 0661651
クキミツビツツトウツヤハンハイ(カ様
登録番号 0001
タカハツツヒロ セイムカットウツムツヨ様

電話番号 09018170065
取扱番号 300029

印紙税申告納付につき浦和税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。→

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、埼玉りそな銀行
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号
0017		*****
取扱店	お取引日	時刻
10403	04-06-30	14:59
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥66,000	¥440
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		印紙税認証
円	円	円

お振込明細またはご案内
お受取人
お依頼人

サイタマケソソキン
カリ
普通 0661651
クキミツビツツトウツヤハンハイ(カ様
登録番号 0001
タカハツツヒロ セイムカットウツムツヨ様







電話番号 09018170065
取扱番号 300106

印紙税申告納付につき浦和税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。→

賃貸借契約書

令和 3 年 4 月 10 日

賃貸人	住所	久喜市上清久1206-1		
	氏名	久喜三菱自動車販売株式会社		
賃借人	住所			
	氏名	高橋 稔裕		
場所	加須市土手2-17-15 (旧プレカット工場事務所 1F)			
賃料	1ヵ月 60,000円 (別途、消費税)			
	別途、電気、電話、ガス使用料、プロバイダー契約料は賃借人負担とする。			
	※ただし、公租公課の増徴、経済情勢、その他特別な変動があった場合は、契約期間中といえども賃料を変更するものとする。			
支払方法	前払いとし、毎月20日までに翌月分を支払うものとする。 ※別途、電気、電話、ガス代及びプロバイダー契約料は3ヶ月ごとに合算分を請求する。			
期間	自	令和3年 5月 1日		
	至	令和4年 4月 30日	満 1 年間	
※ただし、期間満了3ヵ月前に双方申し出無き場合は、期間を更新する。				
禁止	賃借権を第三者に譲渡または転貸することを禁止する。			
解約	賃貸人	3ヶ月前予告		
	賃借人	3ヶ月前予告	解約可能	
振込先				
				
				
(ただし、振込手数料は、賃借人負担とする。)				

整理番号			5
------	--	--	---

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
-------------------------------------	---

支出年月日	<table border="1"> <tr> <td>04</td> <td>年</td> <td>04</td> <td>月</td> <td>13</td> <td>日</td> </tr> </table>	04	年	04	月	13	日	支出額	<table border="1"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">百万</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">千</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>6</td> <td>8</td> <td>3</td> <td>1</td> </tr> </table> <p>※政務活動費を充当した金額を記載</p>	百万		千		円				6	8	3	1
04	年	04	月	13	日																
百万		千		円																	
		6	8	3	1																

使 途	<p>04.05.11</p> <p>04.06.08</p> <p style="text-align: right;">2530×3=7590</p> <p style="text-align: right;">事務所72スフィード 7590×0.9=6831</p>
-----	--

領収書等貼付欄 **埼玉県議会自由民主党議員団** 政務活動に使用する割合が9/10以上であるため
別紙添付

※ 領収書は 重ねて貼付しないこと。
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を併用すること。
 (別紙にも整理番号(事務)を付すこと。)

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号 5 - 1

領収証貼付欄

※ 整理番号には、枝番を記入すること。

納品・請求書
兼領収書

ダスキンエポック 越谷店
(株)エポック

〒343-0002 越谷市平方2005-1
TEL 048-979-8600 FAX 048-979-8080

No.100122401700

お客さま名
松沢正事務所 様

発行日 2022年 4月 13日 次回訪問日 2022年 5月 11日 取引現金

商品	サービス内容	契約回数	単価	納品・回収	納品・回収	備考
家庭用玄関マット	半円形 グレー	1	880	1	1	
ハンディモップS・ナイロン	NH-S	1	825	1	1	
フロアモップS	ドライ・ナイロン ホコリ	1	825	1	1	

前回未収残	見積金額	消費税	合計金額	納品・回収
	訂正後	訂正後	訂正後	訂正後
	2,300	230	2,530	2,530

印紙
500円以上
貼付

確認サイン

〒343-0002 越谷市平方2005-1
TEL 048-979-8600 FAX 048-979-8080

納品・請求書
兼領収書

ダスキンエポック 越谷店
(株)エポック

〒343-0002 越谷市平方2005-1
TEL 048-979-8600 FAX 048-979-8080

No.100123378700

お客さま名
松沢正事務所 様

発行日 2022年 5月 11日 次回訪問日 2022年 6月 8日 取引現金

商品	サービス内容	契約回数	単価	納品・回収	納品・回収	備考
家庭用玄関マット	半円形 グレー	1	880	1	1	
ハンディモップS・ナイロン	NH-S	1	825	1	1	
フロアモップS	ドライ・ナイロン ホコリ	1	825	1	1	

前回未収残	見積金額	消費税	合計金額	納品・回収
	訂正後	訂正後	訂正後	訂正後
	2,300	230	2,530	2,530

印紙
500円以上
貼付

確認サイン

〒343-0002 越谷市平方2005-1
TEL 048-979-8600 FAX 048-979-8080

埼玉県議会自由民主党議員団

DUSKIN

1333

整理番号

5 - 2

領収書貼付欄

※ 整理番号には、枝番を記入すること。

納品・請求書
兼領収書

ダスキンエポック
(株) エポック

〒343-0002 越谷市平方2006-1
TEL 048-979-8600 FAX 048-979-8080
No.100124754100



03333333

松沢正事務所 様

発行日 2022年6月8日 決済日 2022年7月6日 取引 現金

商品	数量	単価	金額	納品・回収	訂正
家庭用玄関マット 半円形 グレー	1	880	880	1	
ハンディモップS・ナイロン	1	825	825	1	
フロアモップSドライ・ナイロン ホコリ NFM-DS	1	825	825	1	

前回未収残	0
前払金	0
訂正後 納品金額	2,300
訂正後 消費税	230
合計金額	2,530
訂正後 領収金額	2,530

商品番号

267



埼玉県議会自由民主党議員団

整理番号	0	0	1	2
------	---	---	---	---

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費
---	--

支出年月日	令和4年4月13日他	支出額	<table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px; text-align: center;">934</td> </tr> </table> ※政務活動費を充当した金額を記載	百万	千	円			934
百万	千	円							
		934							

使 途	清掃用フロアモップレンタル料(4、5月分) 政務活動及びそのたの議員活動の用途に使用するため1/2按分とする。 (按分した場合の積算方法 (935×0.5) × 2回 = 934)
-----	---

領収書等貼付欄	自民党県議団
③ ⑤ 埼玉県議会自由民主党議員団	

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、
 ④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号 0012 1

領収書貼付欄 ※ 整理番号には、枝番を記入すること。

埼玉県議会自由民主党議員団

埼玉県議会議員 長峰 宏芳 様

納品・請求書
兼領収書

ダスキン坂戸
株式会社ダスキンサーヴ北関東
〒350-2213 鶴ヶ島市脚折1523-6
TEL 049-285-5695 FAX 049-286-7731
☎0120-00-5695

発行日 2022年 4月 13日 訪問日 2022年 5月 11日 取引 現金

No.100181923900

商品・サービス内容	契約数	前回残	単価	納品			納品回収訂正			備考
				納品	回収	金額	納品	回収	金額	
フロアモップF FM-DF 4W	1	1	935	1	1	935				

前回未収残	税抜金額	消費税	合計金額	領収額
	訂正後 税抜金額	訂正後 消費税	訂正後 合計金額	訂正後 領収額
	850	85	935	935

確認サイン

担当者名

816

埼玉県議会議員 長峰 宏芳 様

納品・請求書
兼領収書

ダスキン坂戸
株式会社ダスキンサーヴ北関東
〒350-2213 鶴ヶ島市脚折1523-6
TEL 049-285-5695 FAX 049-286-7731
☎0120-00-5695

発行日 2022年 5月 11日 訪問日 2022年 6月 8日 取引 現金

No.100182749000

商品・サービス内容	契約数	前回残	単価	納品			納品回収訂正			備考
				納品	回収	金額	納品	回収	金額	
フロアモップF FM-DF 4W	1	1	935	1	1	935				

前回未収残	税抜金額	消費税	合計金額	領収額
	訂正後 税抜金額	訂正後 消費税	訂正後 合計金額	訂正後 領収額
	850	85	935	935

確認サイン

担当者名

823

整理番号

政務活動費 支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例: 電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費 2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費 ⑦ 事務所費 8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費 10: 交通費</p>
--	--

支出年月日	<input type="text" value=""/> <input type="text" value="4"/> 年 <input type="text" value=""/> <input type="text" value="4"/> 月 <input type="text" value=""/> <input type="text" value="15"/> 日 他
支出額	<p>百万 千</p> <p>政務活動に使用する割合が9/10以上であるため <input type="text" value=""/> <input type="text" value="32"/> <input type="text" value="4"/> <input type="text" value="0"/> <input type="text" value="0"/> <input type="text" value="0"/> 円</p> <p>※ 政務活動費を充当した金額を記載</p> <p>(按分した場合の積算方法 $360000 \times 9 = 324000$)</p>
使途	事務所家賃・乗客用駐車場 (4月~6月分)
支出先	(有) ケイプランニング


上記のとおり支出しました。

支出者名

埼玉県議会自由民主党議員団



事業用賃貸借契約書 (事務所)

貸主  (以下「甲」という。)と借主 高木 功介 (以下「乙」という。)は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頁書(1) 目的物件の表示

建 物	名 称	ドムス菱屋 2階 202号室 区画番号 ()		
	所 在 地	(住居表示)さいたま市浦和区常盤2丁目9番19号		
		(登記簿)さいたま市浦和区常盤2丁目46番		
	構 造	木造・鉄骨造・ <u>鉄筋コンクリート造</u> ・鉄骨鉄筋コンクリート造・軽量鉄骨造・その他 () /瓦葺・ <u>スレート葺</u> ・亜鉛メッキ鋼板葺・セメント瓦葺・陸屋根・その他 () / (3)階建/全(6)戸		
	種 類	居宅	新築年月	1985年 1月
面 積	61.55 m ²			
附 属 施 設	ベランダ 9.67 m ²			




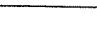

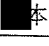

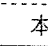

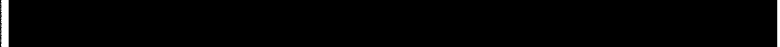
頁書(2) 事業内容 (具体的に記載すること)

政務調査事務所 (自由民主党県議会議員)

頁書(3) 契約期間

2019年 7月 1日 から 2021年 6月 30日まで (2年間)
目的物件の引渡し時期 2019年 6月 30日

頁書(4) 賃料等

賃 料	月額 (内消費税等) 100,000円	管理・ 共益費	月額 (内消費税等) 3,000円	家 財 保険料	18,500円
敷 金	100,000円 (賃料 1ヶ月)	礼金	150,000円	附 属 施設料	月額 (内消費税等) 円
保証金	円 (賃料 ヶ月)	償 却			
その他の条件					
貸与する鍵	鍵 No. 				
	本 数	 本	 本	 本	 本
賃料等の支払時期	翌月分を毎月 末日まで				
賃料等 の支払 方法	<input checked="" type="checkbox"/> 振 込				
	<input type="checkbox"/> 持 参	持 参 先			
	<input type="checkbox"/> 口座引落	委託会社名			

頭書(5) 借主緊急連絡先

緊急連絡先 (担当者)	(氏名) 高木 功介
	(自宅) TEL
	(勤務先) TEL (会社名・部署名)
	(携帯) TEL

頭書(6) 貸主及び管理業者

貸主	氏名
	住所

管理業者	商号又は名称 有限会社ケイプランニング
所在地	さいたま市浦和区常盤6丁目16番14号 TEL 048-824-1423
賃貸住宅管理業者登録制度登録番号	国土交通大臣()第 号
(一社)全国賃貸不動産管理業協会会員番号	00105 ※(一社)全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載
管理担当者	氏名 (賃貸不動産経営管理士:登録番号) ※賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者	氏名
	住所

頭書(7) 乙の債務の担保

担保の方法 (本契約で採用するものにチェックし、その右欄に所定の事項を記載する)	<input checked="" type="checkbox"/> 連帯保証人	氏名
		住所
	<input type="checkbox"/> 家賃債務保証会社の提供する保証	家賃債務保証会社名
		主たる事務所の所在地

頭書(8) 更新に関する事項

更新料は新賃料の1ヶ月分、更新手数料は新賃料の1/4ヶ月分(税別)を支払うこと

頭書(9) 特約事項

<ol style="list-style-type: none"> 1. 本契約書第3条に基づく賃料等の支払いにおける振込手数料は借主負担とする 2. 頭書(4)に記載する家財等保険料は2年間に一度支払うものとする 3. 本契約を解約する場合は、甲においては6ヶ月前、乙においては3ヶ月前までに各々相手方に対し書面で通知し、この予告期間の完了をもって本契約は終了するものとする
--

本契約の締結を証するため、本契約書を3通作成し、貸主、借主、連帯保証人が記名押印の上、各自1通を保有する。

2019年 6月 18日


甲・貸主	氏名	●	TEL	●
	住所	●		
乙・借主	氏名	高木 功介	TEL	●
	住所	●		
連帯保証人	氏名	● (別紙承諾書により認証)	TEL	●
	住所	●		

		A	B	
宅 地 建 物 取 引 業 者	主たる事務所 所在地・TEL	さいたま市浦和区常盤6丁目16番14号 048-824-1423	主たる事務所 所在地・TEL	●
	商号又は名称 代表者の氏名	有限会社ケイプランニング 小池 東司	商号又は名称 代表者の氏名	●
	免許証番号	埼玉県 大臣 知事 (12) 第 7531 号	免許証番号	大臣 () 第 号 知事
	免許年月日	平成 30年 9月 26日	免許年月日	平成 年 月 日
宅 地 建 物 取 引 士	氏 名	●	氏 名	●
	登 録 番 号	● 号	登 録 番 号	() 第 号
	業務に従事する 事務所名 事務所所在地 TEL	有限会社ケイプランニング さいたま市浦和区常盤6丁目16番14号 048-824-1423	業務に従事する 事務所名 事務所所在地 TEL	

※印は実印

※この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

ドムス菱屋賃貸借契約 一部変更契約書

賃貸人  (以下甲という) と賃借人 高木功介 (以下乙という) との間に、令和元年6月18日甲・乙間において取り交わした事業用賃貸借契約(事務所)(以下基本契約という)の一部変更に関し、下記の通り契約をする。

第1条 賃貸借契約書第1条の賃貸借契約期間を令和3年7月1日より令和5年6月30日迄の2年間に変更する。

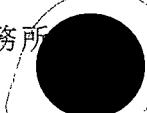
第2条 前条により変更された部分以外は、すべて基本契約どおりとする。

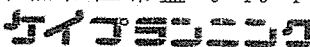

第3条 この契約は、基本契約と不可分の関係にあるので、基本契約が終了した時はこの契約も当然にその効力を失う。

この契約書2通を作成し、甲・乙各1通を保有する。

令和3年6月18日

甲 : 


乙 : さいたま市浦和区常盤2-9-19-202
自由民主党政務調査事務所
代表 高木功介 

管理 : さいたま市浦和区常盤 6-16-14
(有) 
代表取締役 小池東司 

駐車場（自動車保管場所）契約書

所在地	さいたま市浦和区常盤2丁目2番5号
名称	さかえパーキング内 第 [] 号
車種及びナンバー	トヨタ プリウス
賃料	1ヶ月 金17,000円也
敷金	金17,000円也（無利息の約定）

貸主（甲）と借主（乙）は、下記条項を双方承諾の上本契約を締結する。

第1条 賃貸借の期間は令和 元 年 9 月 16 日より令和 3 年 9 月 16 日迄向う2ヶ年とする。但し期間満了の場合、必要あれば当事者合議の上本契約を更新することとできる。

第2条 賃料の支払いは毎月末日までに翌月分を乙は甲又は甲の指定人に持参して支払うか、甲指定の銀行口座に払い込むものとする。

第3条 乙が賃料の支払いを1ヶ月なりとも滞納せる場合は、敷金の有無にかかわらず、甲は何等の催告も要せずして本契約を解除し、乙は即時明渡すものとする。

第4条 車は契約の場所以外に置かないこと。通路は常時充分空けて置き他車の出入りを妨げないこと。

第5条 乙は甲に無断で契約の車以外を置いてはならない。又賃借権の譲渡及転貸は絶対にしてはならない。

第6条 甲又は甲の命ずる管理人の定めた下記記載の管理規則に違反した場合、甲は直ちに解約することが出来る。

(1) 駐車場で粗暴な運転は行わないこと。

(2) ゴミ等は一切捨てないこと。

(3) 深夜・早朝等の出入りについては、近隣の迷惑となるような行為を一切行わないこと。

第7条 駐車場は常に清潔に使用し、消防法その他の法令等により危険物として指定されている物件の持込みをしたり、定位の境界を侵害したり、その他近隣の迷惑となすべき行為を一切なさざること。又屋根付等の工作物を作る事は出来ない。

第8条 乙の車に場内で他車による事故発生或は天災地変等による損害並に火災、盗難等

が発生しても甲は乙に対し責任を負わないものとする。

第9条 乙又はその代理人・使用者・運転者・同乗車等の責に帰すべき事由によって駐車場又はその施設や駐車場の他の自動車に損害をあたえた時、乙は当該相手方に対し賠償するものとする。

第10条 (1) 甲の都合により本契約を解除する時は3ヶ月前に通告し期間満了と同時に乙は完全に明渡すこと。

(2) 乙の都合により本契約を解除する時は1ヶ月前に通告し期間満了と同時に乙は完全に明渡すこと。

第11条 第1条の賃貸借期間満了により本契約を更新した時、事務手数料として甲・乙は新賃料の1/2ヶ月分ずつを仲介業者に支払う事とする。

(特約条項) 1. 「賃料の振込先」

2. 振込手数料は乙の負担とする。

この契約の証として、本契約書を2通作成し甲乙双方共記名捺印して各1通を所持する。
令和 元 年 8 月 3 日

貸主（甲） 住所 氏名



借主（乙） 住所 氏名

連帯保証人 住所 氏名

仲介業者兼管理者

さいたま市浦和区常盤6丁目16番14号
有限会社 ケイプランニング
代表取締役 小池 東
TEL 048-824-1423

さかえパーキング賃貸借契約一部変更契約書

賃貸人  (以下甲という) と賃借人 高木功介 (以下乙という) との間で甲・乙間において取り交わしたNo.  駐車場賃貸借契約 (以下基本契約という) の一部変更に関し、下記の通り契約を締結する。

第1条 基本契約書第1条の賃貸借期間を令和3年9月17日から令和5年9月16日までとする。

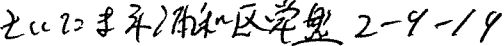

第2条 前条により変更された部分以外は、すべて基本契約どおりとする。

第3条 この契約は、基本契約と不可分の関係にあるので、基本契約が終了した時はこの契約も当然にその効力を失う。


この契約書2通を作成し、甲・乙各1通を保有する。


令和3年9月16日

甲 : 


乙 : 
さいたま市浦和区常盤 2-9-14
高木功介 

管理 : さいたま市浦和区常盤 6-16-14

(有) 

代表取締役 小池東司 

整理番号 0010

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費 2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費 7: 事務所費 8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費 10: 交通費</p>
--	---

<p>支出年月日</p>	<p>04年04月18日</p>	<p>支出額</p>	<table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: right; font-size: small;">百万</td> <td style="text-align: right; font-size: small;">千</td> <td style="text-align: right; font-size: small;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">54396</td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> </tr> </table> <p style="font-size: x-small;">※政務活動費を充当した金額を記載</p>	百万	千	円		54396	
百万	千	円							
	54396								

<p>使 途</p>	<p style="font-size: 2em; text-align: center;">事務所賃料</p> <p style="text-align: right; font-size: small;">政務活動に使用する割合が9/10以上であるため</p> <p style="text-align: right; font-size: 1.5em;">60,440 × 0.9 = 54396</p>
------------	---

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、 **埼玉りそな銀行**
お持ち帰りください。 REGIO

取引銀行	取引店	口座番号	
0017		*****	
取扱店	お取引日	時刻	
48202	04-04-18	16:44	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥60,000	¥440	
お取引後の残高(円)		おつり	

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		認 証	
		印	

③ 事務所賃料

⑤ 埼玉県議会自由民主党議員団

いこと。
りない場合は、別紙を使用すること。
を付すこと。)

<p>お振込明細またはご案内</p> <p>お受取人</p> <p>サイタマケツツキン オカワ 普通 6203661 1) ハツモツムツヨ様 登録番号 0006 コクホケソイチ セイムカットウツムツヨ様</p> <p>電話番号 XXXXXXXXXX 取扱番号 500001</p>	<p>電信</p> <p>印紙税申告納 付につき浦和 税務署承認済</p> <p style="font-size: x-x-small;">*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →</p>
--	---

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

建物賃貸借契約書（事業用）

頭書

(1) 賃貸借の目的物

名称	大塚ビル1階		
所在地(住居表示)	埼玉県比企郡小川町大字大塚21番地1		
構造・規模	鉄骨コンクリートブロック木造亜鉛メッキ鋼板葺3階建		
用途	事務所		
契約面積	1 階部分	28.80 m ²	約8.7坪

(2) 使用目的

政務活動事務所

(3) 契約期間および契約期間内の解約

始期	令和3年6月1日 から	3 年 月間
終期	令和6年5月31日 まで	
貸主は、借主に対して6ヶ月前までに、また、借主は、貸主に対して 3ヶ月前までに、書面により 解約の申入れを行うことにより、それぞれ本契約を解約することができます。		

(4) 賃料等

賃料	月額	50,000 円	(内消費税等	円・税率 10 %)
共益費(管理費)	月額	10,000 円	(内消費税等	円・税率 10 %)
保証金(敷金)		なし 円	賃料の	ヶ月相当額
保証金(敷金) の償却・敷引		なし		
		円		円
礼金		円		
賃料等の 支払方法	支払時期	翌月分を 毎月 末 日までに支払う		
	<input checked="" type="checkbox"/> 振込 <input type="checkbox"/>			
	振込先金融機関名・支店名		口座種別	
	口座番号		口座名義人・フリガナ	
	振込手数料負担者	借主	持参先	

(5) 貸主

貸主	氏名	有限会社 橋本事務所 取締役 橋本直樹	電話	0493 (72) 3392
	住所	東京都練馬区石神井町四丁目22番8号		

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること

建物の所有者	住所	
	氏名	

(6) 連帯保証の極度額

極度額	1,440,000 円
-----	-------------

(7) 更新料に関する事項 更新料の有無 (有 ・ 無)

更新料の金額	<input checked="" type="checkbox"/> 新賃料の 0.5 ヶ月分 ・ <input type="checkbox"/> 円
一、更新時、借主は更新料として新賃料の0.5ヶ月分と更新事務手数料として新賃料の0.5ヶ月分を支払う。	

特約条項

- 一、賃料に駐車場料金2台分を含む。
- 一、退去時原状回復義務を条件とするが、貸主・借主双方の合意により現状での明け渡しが可能とする。
- 一、水道メーターが共用の為、水道料金は共益費に含まれる事とする。
- 一、借主は買取請求権を放棄する事とする。
- 一、更新時、借主は事業用の火災保険に継続して加入する事を条件とする。

下記貸主と借主は、本物件について賃貸借契約を締結し、また貸主と連帯保証人は、借主の債務について連帯保証契約を締結したことを証するため、本契約書2通を作成し、貸主、借主、および連帯保証人署(記)名押印の上、各自その1通を保有します。

令和 3 年 4 月 23 日

貸主 住所 〒177-0041 東京都練馬区石神井町四丁目22番8号

氏名 有限会社橋本事務所 取締役 橋本直 電話番号 0493 (72) 3392

借主 住所 [Redacted]

氏名 小久保 寛一 電話番号 [Redacted]

連帯保証人 住所 [Redacted]

氏名 [Redacted] 電話番号 [Redacted]

極度額 1,440,000 円 ※連帯保証人が法人の場合には極度額は定めません

宅地建物取引業者・宅地建物取引士

(この契約書は宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています)

取引態様	<input checked="" type="checkbox"/> 媒介 ・ <input type="checkbox"/> 代理	取引態様	<input type="checkbox"/> 媒介 ・ <input type="checkbox"/> 代理
免許証番号	埼玉県知事 (5) 第 17828 号	免許証番号	第 号
事務所所在地	埼玉県比企郡小川町大字大塚	事務所所在地	
商号	東豊不動産 有限会社	商号	
代表者等	仲川 千鶴子	代表者等	印
登録番号	[Redacted] 号	登録番号	第 号
宅地建物取引士	[Redacted]	宅地建物取引士	印

整理番号				1
------	--	--	--	---

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 7:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	<table border="1" style="display: inline-table;"> <tr><td style="width: 20px;"> </td><td style="width: 20px;">4</td><td style="width: 20px;">年</td></tr> <tr><td style="width: 20px;"> </td><td style="width: 20px;">4</td><td style="width: 20px;">月</td></tr> <tr><td style="width: 20px;"> </td><td style="width: 20px;">1</td><td style="width: 20px;">9</td></tr> <tr><td colspan="3" style="text-align: right;">日</td></tr> </table>		4	年		4	月		1	9	日			支出額	<table border="1" style="display: inline-table;"> <tr> <td style="font-size: small;">百万</td> <td style="font-size: small;">千</td> <td style="font-size: small;">円</td> </tr> <tr> <td style="width: 20px;"> </td> <td style="width: 20px;">1</td> <td style="width: 20px;">6</td> </tr> <tr> <td style="width: 20px;"> </td> <td style="width: 20px;">2</td> <td style="width: 20px;">0</td> </tr> <tr> <td style="width: 20px;"> </td> <td style="width: 20px;">0</td> <td style="width: 20px;">0</td> </tr> <tr> <td style="width: 20px;"> </td> <td style="width: 20px;">0</td> <td style="width: 20px;">0</td> </tr> </table>	百万	千	円		1	6		2	0		0	0		0	0
	4	年																												
	4	月																												
	1	9																												
日																														
百万	千	円																												
	1	6																												
	2	0																												
	0	0																												
	0	0																												

※政務活動費を充当した金額を記載

使途	事務所家賃 4月～6月	180000 × 0.9
----	-------------	--------------

領収書等貼付欄

領 収 証 小 田 真 一 郎 様 No. _____

★ 4 180000

内 訳 現金 小切手 手形	但家賃 4月5月6月分 64年4月19日 上記正に領収いたしました
------------------------	--------------------------------------

消費税額等(%) _____

17コ-ワケ98

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

店舗賃貸借契約書

物件 の 表示	所在地	大里郡寄居町大字桜沢2235番地		
	名称	坂の下ソシア	号室	105号室
	構造・面積	鉄骨造3階建 1階 約49.50㎡	間取	

賃貸借 条件	賃料	壹ヶ月 60,000円	駐車場	有
	敷金	ヶ月 , 円 (無利息)	更新料	新賃料の1か月分
	礼金	ヶ月 , 円	備考	更新手数料
	火災保険	, 円 (2年間掛け捨て)		賃料の2分の1か月分+消費税
契約期間	令和4年4月1日～令和6年3月31日までの2年間			
賃料等の振込先 ※振り込み手数料は借主負担とする。翌月分を下記口座に毎月末日迄に入金する事。				
振込先 貸主宅へ持参すること		普・当 No.	口座名義人	

上記物件を賃貸人甲 [] と賃借人乙小川 真一郎との間で下記条項により賃貸借契約を締結する。

(賃貸借の目的)

第1条 甲は上記の物件を事務所の目的を持って乙に賃貸し乙はこれを賃借することを約束した。
乙は甲の書面による承諾を得ないで使用目的の変更をしてはならない。

(賃借の期間)

第2条 賃貸借期間は上記に記載する通りとする。但し当事者協議の上、賃貸借期間を更新することが出来る。本契約が更新される場合には乙は甲に上記記載の更新料を支払わなければならない。

(賃借料等)

第3条 本物件の賃料の支払いは賃借料の増加の必要が生じた時は甲乙協議の上、増加できるものとする。

(禁止事項)

第4条 甲の承諾なしに本物件の賃借権の譲渡、転貸し及び第三者に使用させる行為、及び本物件を改築、又は増築もしくは改造をしてはならない。看板等、造作を行う場合は賃貸人の承諾を得る事。

2 乙は本物件において衛生上有害となる行為、火災等危険を引き起こす行為、又は近隣の迷惑となる行為や、その他共有部分を占有したり物品を置く事、もしくは犬猫等を飼育してはならない。

(解除に基づく精算)

第5条 乙の都合により本契約を解除する場合は3ヶ月前に甲に書面で通知し、その期間満了と同時に乙は完全に建物を甲に明け渡し、立退料、損害賠償等その他一切の物質的請求はしない事とする。

2 甲は本物件の明渡しがあった時は遅滞なく敷金の全額を無利息にて乙に返還するものとする。但し本物件の明渡し時に、賃料の滞納、原状回復に要する費用の未払い、その他本契約から生じる乙の債務不履行が存在する場合には当該債務の額を敷金から差し引くことができる。

(経費の負担)

第6条 電気・ガス・上下水道・衛生費・区費及び電話その他の専用設備にかかる使用料金は賃借料とは別に乙が支払うものとし、公租公課は甲の負担とする。

2 甲は本物件の使用並びに収益に必要な土台・柱・屋根等の修繕をなす義務を負う。この場合において、乙の故意、過失により必要となった修繕又は前記以外の修繕は乙の負担とする。

(使用上の注意義務)

第7条 乙は本物件を善良なる管理者の注意を持って管理使用する義務を負う。万一、乙又はその使用人及び関係者の故意・過失により損害を与えた場合はそのすべての損害を賠償しなければならない。

(違約解除)

第8条 乙が本契約の各条項に違反し賃借料を無断で2ヶ月以上滞納した時、又は無断で1ヶ月以上不在の時は、敷金保証金の有無にかかわらず本契約は何等の催告を要せずして解除され、乙は即刻建物を明け渡すものとする。明け渡し出来ない時は建物内の遺留品は放棄されたものとし、甲は保証人又は取引業者立会の上随意遺留品を売却処分の上債務に充当しても乙は意義なき事とする。

(紛争の解決)

第9条 本契約に紛争を生じた場合は、甲乙ともに誠意を持って道義的に解決するものとする。

(暴力行為等の排除)

第10条 乙が次の各号のいずれかに該当したとき、甲は何等催告を要せず、本契約は解除となり、乙は本物件を明け渡さなければならない。

- 1 本物件内共用部分その他本物件に近接する場所において暴力団の威力を背景に粗野又は乱暴な言動をして、他の入居者、管理者、出入者等に迷惑・不安感・不快感等を与えたとき。
- 2 本物件内、共用部分、等に暴力団の組織、名称、活動等を表示又は掲示若しくは搬入したとき。
- 3 本物件内、共用部分その他本物件に近接する場所において暴行、傷害、脅迫、薬物乱用等に関する犯罪を敢行し又は乙と関係する者がこれらの犯罪を敢行したとき。

(特約事項)

- 1 明け渡し時、借主負担にて入居時の状態に原状回復し、清掃してから明け渡す事。付随する設備のメンテナンス・清掃等は借主負担とする。

上記契約の証として本契約書2通を作成し、甲乙双方署名捺印の上各1通を所持する。

令和 年 月 日

賃貸人・甲

住 所 [Redacted]
 氏 名 [Redacted]
 電 話 番 号 [Redacted]



賃借人・乙

住 所 深谷市長在家14
 氏 名 小川 真一郎
 電 話 番 号 [Redacted]



連帯保証人・丙

住 所
 氏 名
 電 話 番 号



仲介業者

所 在 地 大里郡寄居町大字桜沢27番地4
 商 号 サンライト不動産
 代 表 者 柴 崎 修
 免 許 番 号 埼玉県知事(4)第200
 取 引 主 任 士 [Redacted]

整理番号				8
------	--	--	--	---

政務活動費 支出証明書


領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例: 電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1: 調査研究費 2: グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費 【経常的経費】 6: 人件費 ⑦: 事務所費 8: 事務費 9: 資料購入・作成費 10: 交通費
-------------------------------------	--

支出年月日	4年 4月 20日 5/20. 6/20
支出額	百万 千 326700 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載 政務活動に使用する割合が9/10以上であるため (按分した場合の積算方法 $(12/1000 \times 0.9) \times 37A$)
使 途	5. 6. 7 月分事務所賃借料
支 出 先	██████████

上記のとおり支出しました。

支出者名 埼玉県議会自由民主党議員団



8-2

更新

賃貸借契約書

川口本町リハイム 102号

永瀬 秀樹 様



(有)アーヴァンクリエイティブ

川口市本町 4-5-32 フジタ川口マンション 103号

Phone048-227-0008 Fax048-227-0005

8-3

賃貸借契約証書

記

貸主 [REDACTED] (以下甲という) と借主 永瀬 秀樹 (以下乙という) との間
で表記の賃貸借に関し、本日下記の通り契約を締結する。

第一条 (賃貸借物件)

- 1 甲は、次の物件を乙に賃貸し、乙はこれを賃借する。
所在地 埼玉県川口市本町4丁目8-12
物件名 川口本町リハイム
号室 102号 面積 38.58平方メートル (11.67坪)
構造 鉄骨鉄筋コンクリート陸屋根造 12階建
- 2 前項賃貸部分の位置形状は現状の通りとする。

第二条 (使用目的の制限)

- 1 乙は賃借部分を事務所の目的のみ使用するものとする。

第三条 (賃貸借の期間)

- 1 賃貸借の期間は令和2年11月4日より令和5年11月3日までの3年間とする。
- 2 賃貸借期間の満了後、この契約を更新するときは、乙は甲に対して新賃料の1ヶ月分を支払うことにより更新できることとする。

第四条 (賃貸料)

- 1 賃貸料は月額 金110,000円也とする。(別途消費税等あり)
- 2 乙は甲から賃貸借物件の引渡しを受けた日から賃料を支払うものとする。
- 3 賃貸料は先払いとし、乙は毎月末までに翌月分の賃貸料を下記の振込先に振込んで支払わなければならない。
但し、契約の始期または終期において、賃貸借の日数が1ヶ月に満たない月については1ヶ月30日として日割計算によるものとする。

<振込先>

[REDACTED]
口座番号 No. [REDACTED]
口座名義人 [REDACTED]

第五条 (賃貸料の改定)

- 1 前条に規定する賃料は一般諸物価の変動、近傍建物賃貸料及び経済情勢の変化、公租公課の増減、その他相当の事由があるときは甲乙協議の上、新賃貸料に改定することができる。

第六条 (敷金)

- 1 乙は敷金として金330,000円也を本契約と同時に甲に対して支払う。
- 2 敷金には利息をつけない。
- 3 乙は敷金をもって賃貸料の支払いに代えることはできない。但し、賃貸借物件に明渡しがあった場合において、賃貸料もしくは経費の不払い及び損害金があるときは、

甲は敷金からこれを控除することができる。

- 4 本賃貸借契約期間内の解約その他本賃貸借の消滅によって賃貸物件の明け渡しがあった場合、甲は乙に対し敷金を返還するものとする。但し、不可抗力による契約の終了の場合は本契約第十六条の定めるところによる。

第七条 (引渡し前の契約解除)

- 1 乙が乙の事情により引渡し以前にこの契約を解除したときは、甲は敷金330,000円の内金165,000円を違約損害金として控除し残額を乙に返還するものとする。

第八条 (共同管理費)

- 1 乙は建物全体の管理に必要な経費として管理費 金 〇 〇 〇 円 (消費税込み) を賃貸料支払いと同時に支払う。但し、その負担額は関係の有無、利用の度合い等を勘案して変更することがあるものとする。

第九条 (光熱・水道・電話等の経費、並びに町内賦課金)

- 1 乙は次の経費を負担する。
- (イ) 冷房・暖房・通風及び換気に関する経費
 - (ロ) 光熱関係の経費
 - (ハ) 電話関係の経費
 - (ニ) 給排水に関する経費
 - (ホ) 町内団体関係の経費

第十条 (その他の経費)

- 1 前2ヶ条の経費並びに甲乙いずれの負担に属するか明らかでない経費については、甲乙協議の上その負担者又は分担の割合を決定する。

第十一条 (延滞損害金)

- 1 乙が賃貸料又は前3ヶ条により乙の負担すべき経費の交付を延滞した時は、甲はその額に対して100円につき日歩4銭の割合による延滞損害金を加算して請求することができる。

第十二条 (造作)

- 1 乙は予め甲の書面による承認を得て、乙の費用負担において賃貸借物件内の造作、修繕及び内装の模様替え等を実施できるものとする。
- 2 乙の造作によって甲に請求される公租公課は、宛名名義の如何に関わらず乙の負担とする。

第十三条 (不動産取得税)

- 1 前条の造作に関わる部分に課せられたる不動産取得税は乙の負担とする。

第十四条 (保管義務)

- 1 乙は賃貸借物件を、善良な管理者の注意をもって保管しなければならない。
- 2 乙は乙もしくは乙の代理人、使用人、請負人、又は顧客の故意もしくは過失により甲に損害を与えたとき、その一切の損害を賠償しなければならない。但し不可抗力または賃貸借物件の当然の使用法によるものについてはこの限りではない。
- 3 賃貸借物件につき、災害予防に必要と認められる処置をとるべき箇所が生じたとき

は、乙は速やかにこれを文書で甲に通知し甲はこれに応じなければならない。

第十五条 (免責事項)

- 1 甲は天災又は甲の責に帰する事のできない火災、盗難もしくは諸設備の故障などによる乙の損害については、その責を負わない。
- 2 乙が前条3に定めた通知を怠った場合には、甲はこれらの諸原因による損害についてその責を負わない。

第十六条 (不可抗力による契約の終了)

- 1 天災、地変または事変その他甲の責に帰する事の出来ない事由により本契約の存続が不可能となったときは、本契約は当然に終了するものとし、甲は乙に対して速やかに敷金を返還するものとする。

第十七条 (解約の申し入れ)

- 1 甲又は乙がその都合により、賃貸借期間内にこの契約を解除しようとする場合は、甲は6ヶ月前までに、乙は3ヶ月前までに相手方にその予告をしなければならない。尚、乙は予告に代えて賃貸料の3ヶ月分相当額を相手方に払い込むことにより即時解約することができる。

第十八条 (解約条項)

- 1 乙が次の各号の一項にでも該当するときは、甲は何らの催告を要することなく直ちにこの契約を解約することができる。
 - (イ) 賃貸料の支払を一ヶ月以上怠った場合。
 - (ロ) 破産・会社更生法手続き開始等があった場合又は支払い停止・支払不能の状態になったとき。
 - (ハ) 主務官庁からその営業について取り消し又は停止の処分を受けたとき。
 - (ニ) 廃業又は解散したとき。
 - (ホ) 乙が甲の信用を落とし、又は秩序を害すると認められる行為をし、その他著しく不都合な行為があったとき。
 - (ヘ) 理由なく本賃貸借物件を閉鎖したとき。
 - (ト) その他この契約に違反したとき。但し(ニ)の場合において営業承継者から権利義務の承継の要求があった時は、甲が適当と認めた場合に限り、これを承継することができる。
 - (チ) 乙が本賃貸借権又は貸室に関する権利もしくは、貸室内物件につき差押さえ、仮差押さえ、仮処分、強制執行を受けた時。
 - (リ) 乙の故意又は過失により貸室を著しく毀損し、又は貸室内で火災を発生せしめた時。
- 2 前項に規定する解約の原因たる事実により、甲が損害を蒙ったときは、解約の有無に関わらず、乙は甲にこれを賠償しなければならない。

第十九条 (賃貸借物件の明け渡し)

- 1 この契約が終了したときは、乙は甲の定めた期間内に、自己の費用負担においてその所有物件を全部撤去し、また造作加工した箇所があれば、すべてこれを原状に復した上、甲の立ち会いのもとに賃貸借物件を明け渡すものとする。この場合、賃貸借

8-6

物件に著しく損害を与える恐れがあると認めるときは、甲の選択に従い乙はその全てを無償で甲の所有に帰属させるものとする。

- 2 前項の指定期間内に乙がその所有物件等を撤去しない時は、甲は乙の負担のもとにこれを撤去することができる。当該費用の支払いを催告してもなお乙が応じなかったときは、甲は敷金よりこれを控除充当し収去物件を処分できるものとする。
- 3 乙は明け渡しに際し、甲に対し移転料・造作買取り・立ち退き料その他何らの請求をしてはならない。

第二十条 (連帯保証)

- 1 未記保証人は、この契約により乙が負担する債務につき極度額を限度として連帯保証をする。保証人極度額は2,640,000円(賃料等の24か月分)とする。
- 2 乙の代表者に変更があったときは、甲は乙に対し、未記保証人にかえて新代表者個人を連帯保証人とするを要求することができる。
- 3 保証人が差押え、仮差押え、仮処分、破産の申し立て、又は刑事訴追を受け等、その他保証人として不適当な事由が生じた時は、甲は乙に対し新たに適当な保証人を立てることを要求することができる。
- 4 前2項の事由が生じた時は、乙は甲に対し直ちにこれを通知しかつ遅延なく甲の要求する保証人を立てなければならない。

第二十一条 (禁止事項)

- 1 乙は次の行為をしてはならない。
 - (イ) 敷金返還請求権の譲渡、質入その他の処分行為。
 - (ロ) 賃貸借物件の用途変更
 - (ハ) 賃借件、営業権の譲渡、転貸、質入その他一切の処分行為。
 - (ニ) 賃貸借物件内の乙所有の物件を第三者に担保として提供する事。
 - (ホ) 名義の如何を問わず、賃貸借物件の一部又は全部を他人に使用させ管理させる事。
 - (ヘ) 営業に関し、乙名義以外の者の名義を表示し、又は公告する事。
 - (ト) 建物の維持保全を害する恐れのある重量物、危険物の搬入及び他の賃借人又は第三者に迷惑を及ぼす行為。
- 2 上記内容に該当する場合には即時解約並びに損害賠償請求が出来る。

第二十二条 (組織の変更)

- 1 乙が会社組織を変更し、又は個人経営に切り換える時、或いは個人経営を会社組織に切り換える時は、甲の承認を受け、新代表者においてあらかじめ甲と契約を締結しなければならない。

第二十三条 (立入権)

- 1 甲は検査その他必要がある場合には、あらかじめその旨を乙に通知して賃貸借物件物件に立入ることができる。この場合甲は乙の営業妨害にならないよう留意しなければならない。但し、賃貸借物件の防火、防水、防犯など緊急の必要がある場合はこの限りではない。

第二十四条 (裁判管轄)

8-7

- 1 この契約に関する訴訟については、さいたま市地方裁判所の管轄に服することを合意する。

第二十五条 (特約事項)

- 1、内装・設備等は現状渡しとし、機能・能力等の保証はしないものとする。
- 2、契約期間満了後、新賃料の0.5ヶ月分の更新事務手数料を支払うことにより更新することができる。
- 3、看板のデザイン、形状、設置位置(立て看板等)は甲の許可を得るものとする。
- 4、川口本町リハイム管理規約、及び川口本町リハイム理事会の指示を遵守すること。

8-8

令和 2年 11月 4日

貸主 氏名 _____ 印

住所 _____

電話 _____

貸主 氏名 _____

住所 _____

電話 _____

借主 氏名 永瀬 秀樹

住所 埼玉県川口市本町1-6-10

電話 _____

連帯保証人氏名 _____

住所 _____

電話 _____

仲介業者
住所

有限会社 アーヴァンクリエイト
〒332-0012 埼玉県川口市本町4-5-
フジタ川口マンション

代表者
電話
免許

代表取締役 和久井 誠
048-227-0008
埼玉県知事(2)第22120号

取引士 _____

整理番号 9


政務活動費 支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】 6:人件費 7:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	<input type="text"/> 4 年 <input type="text"/> 4 月 <input type="text"/> 20 日 5/20. 6/20
支出額	百万 千 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 5 <input type="text"/> 9 <input type="text"/> 4 <input type="text"/> 0 <input type="text"/> 0 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載 政務活動に使用する割合が9/10以上であるため (按分した場合の積算方法 (22,000 × 0.9) × 3ヶ月)
使途	事務所駐車場代 (5.6.7月分)
支出先	<input type="text"/>

上記のとおり支出しました。

支出者名 埼玉県議会自由民主党議員団 

9-2

賃貸借契約更新書

物件	川口1丁目パーキング	駐車区画No.	■
所在地	埼玉県川口市川口1丁目4-6地内		
契約者	永瀬 秀樹		

上記物件につき既に締結済みの契約を、下記条項を変更の上継続することに合意する。

旧 契 約 内 容				新 契 約 内 容			
旧契約期間				新契約期間			
2020	年	5	月	1	日	から	
2021	年	4	月	30	日	まで	
月 額		22,000 円		月 額		22,000 円	
内訳	家賃	20,000 円		内訳	家賃	20,000 円	
	消費税	2,000 円			消費税	2,000 円	
		円				円	

【追記事項】

注意事項 今回締結以外の条項につきましては、今までの契約書及び旧更新書がそのまま適用されますので、破棄せずに当更新書と共に保存してください。

2021年 4月 15日

貸 主	住所	埼玉県川口市金山町17-12千葉ビル1階 (有限会社千葉 代理人)	
	氏 名	株式会社トータルホーム 代表取締役 田中利明	
借 主	住所	埼玉県川口市本町 1-6-10	
	氏 名	永瀬 秀樹	
	電話番号	048-223-050	
連帯保証人	住所		
	氏 名	実印	
	電話番号		
媒介業者	東京都北区赤羽1-10-4マスカタビル3F 株式会社トータルホーム赤羽店 国土交通大臣(3)第7200号 埼玉県知事第032579号 田中 利明		

9-3

賃貸借契約更新書

物件	川口1丁目パーキング	駐車区画No.	■
所在地	埼玉県川口市川口1丁目4-6地内		
契約者	永瀬 秀樹		

上記物件につき既に締結済みの契約を、下記条項を変更の上継続することに合意する。

旧 契 約 内 容				新 契 約 内 容			
旧契約期間				新契約期間			
2021	年	5	月	1	日	から	
2022	年	4	月	30	日	まで	
月額		22,000 円		月額		22,000 円	
内訳	家賃	20,000 円		内訳	家賃	20,000 円	
	消費税	2,000 円			消費税	2,000 円	
		円				円	

【追記事項】

注意事項 今回締結以外の条項につきましては、今までの契約書及び旧更新書がそのまま適用されますので、破棄せずに当更新書と共に保存してください。

2022年3月31日

貸主	住所	埼玉県川口市金山町17-12千葉ビル1階 (有限会社千葉 代理人)	
	氏名	株式会社トータルホーム 代表取締役 田中利明	
借主	住所	埼玉県川口市本町1-6-10	
	氏名	永瀬 秀樹	
	電話番号	048-223-6050	
連帯保証人	住所		
	氏名	実印	
	電話番号		
媒介業者	東京都北区赤羽1-10-4マスカタビル3F 株式会社トータルホーム赤羽店 国土交通大臣(4)第7200号 埼玉県知事第032579号 田中 利明		

9-4

契約更新についてのお知らせ

拝啓 平素は格別のお引き立てをいただき、厚く御礼申し上げます。
さて、現在賃借中の下記の物件についてですが、以下の期日をもちまして契約期間が満了致します。
引き続き契約を継続される場合は下記の条件となりますのでお知らせ致します。

敬具

2022年2月18日

記

【物件名】川口1丁目パーキング No. [REDACTED]

【期間満了日】2022年4月30日

2022 4/4 スミ
不/雅
(R/B/お)

1.新条件について 2022年5月1日 ~ 2023年4月30日迄 (1年間)

- ①新賃料・・・20,000円
 - ②消費税・・・2,000円
- 合計22,000円

2.契約更新時必要金について (銀行振込) 【注】ご来店頂く場合も銀行振込となります。

- ①更新事務手数料・・・11,000円 (税込)
 - ②返送用送料・・・▲84円
- 合計・・・10,916円

(振込先)



[REDACTED]

株式会社 トータルホーム

※振込手数料につきましては借主様のご負担にてお願い致します。

【注】月々のお家賃お振込口座とは異なりますので十分にご注意下さい。

3.手続期限

- ・更新時必要金：2022年4月18日までに振込
- ・返送書類：現契約期間満了日までに必着/更新書 (再契約書) 2部

4.手続方法：書類郵送

5.その他注意事項

- 【注】変更が生じる場合は事前にご連絡下さい。変更等内容により事前の承諾が必要となります。
- 【注】連絡なく期日を過ぎると契約更新が出来なくなる場合があります。
- 【注】解約をご希望される場合は、契約期間に係らず解約予告期間を厳守の上お知らせ下さい。

以上

賃借人 永瀬 秀樹 様

北区赤羽1丁目10-4 マスカタビル3F
株式会社トータルホーム トータルホーム赤羽店
TEL 03-3598-9233



9-5



賃貸借契約書

川口1丁目パーキング No. 

永瀬 秀樹 殿

トータルホーム 赤羽店

9-6

自動車保管場所賃貸借契約書 (月極め)

賃貸人 [redacted] を甲とし、賃借人 永瀬 秀樹 を乙として
次の条項により自動車保管場所として一時使用のための賃貸借契約を締結する。

第1条 甲は、次に表示の自動車保管場所を乙に賃貸し、乙は、その所有する自動車の駐車のため一時使用する。

所在地 川口市川口1-4-6地内
名称 川口1丁目パーキング
駐車区画 No [redacted]
ナンバー

第2条 賃貸借期間は、初日から起算とし、2019年5月1日から
2020年4月末日までの1年間とする。

第3条 賃料は1台当たり月額21,600円(税込)とし、毎月末日までに
翌月分を下記口座へ振り込みするものとする。(本体価格:月額20,000円)
※消費税に変動があった場合は税率に応じ自動的に改定する。

[redacted]	[redacted]
[redacted] [redacted]	[redacted]

- 乙は本契約締結のときに、敷金として賃料の1ヵ月分を無利息で預託するものとする。なお本契約を解除し、乙が債務なく明け渡した時、甲は、敷金全額を返却するものとする。
- 乙が、万一1ヵ月分たりとも滞納した場合は、敷金の有無に拘わらず、甲は何等の催告を要せず本契約を解除し、乙は、即時無条件にて明け渡すものとする。
- この契約による賃料は、その時の経済情勢の変動、付近の駐車賃料の高騰及びその他の事情を考慮して改定することができる。

- 第4条 車は契約の場所に駐車し、車以外の物品を置かないこと。また、通路は常時充分空けておき他車の出入りを妨げてはならない。
- 第5条 乙は、甲に無断で契約車以外の車を置いてはならない。また、賃借権の譲渡及び転貸は絶対にしてはならない。
- 第6条 駐車場は常に清潔に使用し、消防法その他の法令等により危険物として指定されているものの持ち込みをしたり、定位の境界を侵害したり、その他近隣の迷惑となる行為を一切してはならない。
- 第7条 乙の車に場内で他車による事故発生あるいは天災地変等による損害並びに火災、盗難等が発生しても甲は、乙に対し責任を負わないものとする。
- 第8条 乙又はその代理人・使用者・運転者・同乗者等の責に帰すべき事由によって駐車場又はその施設や駐車場の他の自動車に損害を与えたときは、乙は、速やかに損害を賠償するものとする。
- 第9条 甲は、公共事業施行や甲の事業計画等により本契約第2条の更新を拒絶する場合は、3ヵ月前までに乙に通知し、その期間満了と同時に本契約は終了し、乙は無条件にて明け渡し、いかなる請求もしないものとする。
- 第10条
- 1、乙が、駐車場所を明け渡すときは、1ヵ月前までに甲に通知しなければならない。この場合、乙は、無条件にて明け渡すものとし、契約解約月まで賃料を支払うものとする。
 - 2、乙は、新規契約後3ヶ月以内を解約日とする解約申し出は出来ないものとする。
万が一、新規契約後3ヶ月以内を解約日とする解約を申し出る場合は、月額駐車料金1ヶ月分に消費税相当額を加算した違約金を申し受け致します。

9-8

第11条 乙は、その住所、氏名（法人の場合は名称）、其他所定の事項に変更があったときは、速やかに甲に届け出るものとする。

第12条

1、乙が、自動車保管場所使用承諾証明書の交付を求める場合は、所定の事項を記載のうえ甲の承諾を求める。又新登録の場合は、納車後速やかに自動車登録番号を甲へ報告する。

2、乙は、本駐車場において車庫証明を取得した場合、契約期間にかかわらず、自動車保管場所使用承諾書の発行日の属する月の翌月から起算して3ヶ月以内を解約日とする解約申し出は出来ないものとする。

第13条 この契約に定めた事項に違反した場合は、甲は、催告をしないで直ちにこの契約を解除することができる。

特約事項 契約更新時には、更新事務手数料として新賃料の50%を申し受け致します。

以下余白

9-9

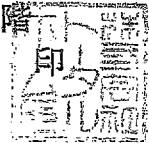
上記契約の証しとして、本契約書2通を作成し甲乙双方記名捺印の上、各1通を所持する。

平成 31年 4月 25日

甲 [REDACTED]

甲代理人

所在地 東京都北区赤羽1-10-4 マスカタビル3階
名称 株式会社 トータルホーム
電話 03 (3598) 9234



乙 住所 埼玉県川口市本町1-6-10
氏名 永瀬 香樹
電話 (048) 223-6050

勤務先

所在地
会社名
電話

その他緊急連絡先

[REDACTED]

整理番号

--	--	--	--	--

ちょうふ

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日 4年 4月 20日	支出額 百万 千 円 ¥ 157,500
--------------------	----------------------------

※政務活動費を充当した金額を記載

使途
 事務所賃料 4月、5月、6月分
 $75,000円 \times 3ヶ月 = 225,000円$
 政務活動に使用する割合が $\frac{7}{10}$ 以上であるため $225,000 \times 0.7 = 157,500$

領収書等貼付欄 埼玉県議会自由民主党議員団

しんきんキヤッシュサービス
お取扱明細票

毎度ご利用いただきありがとうございます。お取扱明細票をどうぞお確かめ下さい。裏面もご覧下さい。

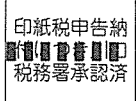
ご利用年月日	取扱金庫・店番・機番通番
04 04 20	12510455-0016
カード発行金融機関-店番-口座番号	
1251-	*****
お取引金額	
お取引内容	お引出
消費税率	通帳員
時刻	お取引金額
08:44	¥225,000*
説明コード	お取引後残高

[振込手数料]

※ 領収書
※ 領収書
(別紙)

お受取人
ご依頼人
ウメザワ ヨシカス様


すること。



川口信用金庫 C-10-1

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

建物賃借契約書

賃貸人  (以下「甲」という)、賃借人 梅沢佳一(以下「乙」という)は、次のとおり、建物賃借契約を締結する。

第一条 (賃借物件) 甲は乙に次の物件 (以下「本物件」という) を賃借する

建物の表示 ; 名 称 うめざわ事務所

所在地 久喜市栗橋中央 2 - 9 - 1 4

構 造 木造平屋建て

床面積 1 8 m²

第二条 (賃借期間) 賃借期間の定めは、次のとおりとする。

期 間 令和 2 年 1 月から令和 5 年 5 月までとする。

第三条 (賃料等) 賃料は次のとおりとする。

賃 料 1 か月 金 7 5,0 0 0 円

以上のとおり契約が成立したので、本契約書 2 通を作成し、各自押印の上、各 1 通を保有するものとする。

賃貸人 (甲)   

賃借人 (乙) 久喜市栗橋東 2 - 5 - 8

梅沢佳一 

整理番号 0092

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費 2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費 ⑦ 事務所費 8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費 10: 交通費</p>
--	--

支出年月日	04 年 04 月 20 日	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">5564</td> </tr> </table>	百万	千	円			5564
百万	千	円							
		5564							
使 途	<p style="text-align: center;">事務所代</p> <p style="text-align: center;">政務活動に使用する割合が9/10以上であるため</p>								
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">領収書等貼付欄</div>		<p>6182 × 0.9 = 5563.8</p> <p>埼玉県議会自由民主党議員団</p>							

発行者 XXXXXXXXXX
木功介事務所 様

納品・請求書
兼 領収書

株式会社スタート
ダスキン江戸支店
〒334-0074 川口市江戸3-9-9
TEL 048-288-1150 FAX 048-281-3889

さいたま市浦和区常盤2丁目
9-19

発付日 2022年 4月 20日 次回訪問日 2022年 5月 18日 取引 現金 No.100259858900

商品・サービス内容	契約数	前回残	単価	納品			納品・回収訂正			備考
				納品	回収	金額	納品	回収	金額	
ニューエレガントマットS・H	GSH	4W	1320	1	1	1320				
吸塵・吸水マットS・R (抗ウイルス)	DWSR	4W	1430	1	1	1430				
セレクションオーダーマット Lサイズ	HSLCL	4W	1672	1	1	1672				
ハンディモップS・ナイロン	NH-S	4W	825	1	1	825				
フロアモップG	FM-DG	4W	935	1	1	935				

前回未収残	税抜金額	消費税	合計金額	領収額
	訂正後 税抜金額	訂正後 消費税	訂正後 合計金額	訂正後 領収額
	5,620	562	6,182	6,182

確認サイン

担当者名

SKIN

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)
※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号

		1	4
--	--	---	---

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費 2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費 ⑦: 事務所費 8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費 10: 交通費</p>
--	---

支出年月日	<table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr><td style="width: 20px; height: 20px; text-align: center;">4</td><td style="width: 20px; height: 20px; text-align: center;">年</td></tr> <tr><td style="width: 20px; height: 20px; text-align: center;">4</td><td style="width: 20px; height: 20px; text-align: center;">月</td></tr> <tr><td style="width: 20px; height: 20px; text-align: center;">2</td><td style="width: 20px; height: 20px; text-align: center;">1</td></tr> <tr><td colspan="2" style="text-align: center;">日</td></tr> </table>	4	年	4	月	2	1	日		支出額	<table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px; text-align: center;">5</td><td style="width: 20px; height: 20px; text-align: center;">4</td><td style="width: 20px; height: 20px; text-align: center;">3</td><td style="width: 20px; height: 20px; text-align: center;">9</td><td style="width: 20px; height: 20px; text-align: center;">6</td></tr> <tr><td style="width: 20px; height: 20px; text-align: center;">百</td><td style="width: 20px; height: 20px; text-align: center;">千</td><td colspan="4" style="width: 20px; height: 20px; text-align: center;">円</td></tr> </table>		5	4	3	9	6	百	千	円			
4	年																						
4	月																						
2	1																						
日																							
	5	4	3	9	6																		
百	千	円																					

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途	<p>事務所家賃(5月分)</p> <p><送金料を含む></p>	<p>$60,440 \times 0.9 = 54,396$</p> <p>政務活動に使用する割合が9/10以上であるため</p>
-----	---	---

領収書等貼付欄 60,000 + 440 = 60,440

ご利用明細票

③事務所家賃(5月分)

お取扱日	店番	お取引内容
04-04-21	03529	通帳送金
記号	番号	
*****	*****	
取扱番号	お取引金額	
N024	*60,000	
	残高	
送金料金 *440円		
振込予定日 04-04-21		
タケウチ マサフミ		

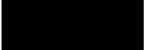
ご利用いただきましてありがとうございました。

— ゆうちょ銀行 —

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

賃貸借契約書

第1条 武内政文（以下「甲」と称する）は、（以下「乙」と称する）が所有する次の建物を借用する。

住所：埼玉県入間郡越生町越生895番地

第2条 甲は上記の建物を政務活動のための事務所として使用し、それ以外の目的のために利用することはできない。


第3条 借用期間は、令和3年4月1日から令和5年3月31日までとする。

第4条 建物の賃借料（電気、ガス、上下水道を含む）は、月額60,000円とする。甲は、借用月の前月末までに、乙の指定する銀行口座に振り込み支払うものとする。

第5条 甲の責により建物、調度品、備品などに破損が生じた場合、甲は現状回復のための費用を負担、又は相当品を提供するものとする。

第6条 上記に規定した以外の事項が生じた場合は、その取り扱いについて、甲乙協議の上決定するものとする。

令和3年3月15日

(甲) 埼玉県入間郡越生町上谷450番地
武内 政文 

(乙) 

整理番号			0	1
------	--	--	---	---

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1：調査研究費 2：グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3：広聴費 4：要請・陳情等活動費 5：広報費
	【経常的経費】 6：人件費 ⑦：事務所費 8：事務費
	9：資料購入・作成費 10：交通費

支出年月日	<table border="1"> <tr> <td></td><td>4</td><td>年</td><td></td><td>4</td><td>月</td><td></td><td>2</td><td>1</td><td>日</td> </tr> </table> 及び令和4年5月31日、7月4日		4	年		4	月		2	1	日	支出額	<table border="1"> <tr> <td>百万</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>千</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>円</td> </tr> <tr> <td></td><td>3</td><td>1</td><td>3</td><td>0</td><td>5</td><td>6</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table> ※政務活動費を充当した金額を記載	百万										千						円		3	1	3	0	5	6										
	4	年		4	月		2	1	日																																						
百万										千						円																															
	3	1	3	0	5	6																																									

使 途	事務所賃貸料 令和4年4,5,6月分 $391,320 \times 0.80 = 313,056$
-----	---

領収書等貼付欄		埼玉県議会自由民主党議員団			
<table border="1"> <tr> <td style="width: 50%;">家賃</td> <td style="width: 50%;">振込手数料</td> </tr> </table>		家賃	振込手数料		
家賃	振込手数料				
4月分	130000 円 × 0.8 + 440 円 × 0.8 =	104352 円	4月21日 振込		
5月分	130000 円 × 0.8 + 440 円 × 0.8 =	104352 円	5月31日 振込		
6月分	130000 円 × 0.8 + 440 円 × 0.8 =	104352 円	7月4日 振込		
合計		313056 円			

政務活動に使用する割合が8/10以上であるため按分した額とする

※ 領収書は、重ねて貼付しないこと。
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
 (別紙にも整理番号(枝番)を付すこと。)

別紙明細

埼玉県議会 自由民主党議員団 木下博信

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号

領収書貼付欄

埼玉県議会自由民主党議員団

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、 埼玉りそな銀行
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号
0017		*****
取扱店	お取引日	時刻
10402	04-04-21	12:26
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥130,000	¥440
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		印紙税 認 証

お振込明細またはご案内 電信

お受取人
ご振込人

登録番号 0003

サイタマケンキ"カイ キノツタ ヒロノフ"様

電話番号 048-924-8011

取扱番号 400014

印紙税申告納付につき浦和税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、 埼玉りそな銀行
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号
0017		*****
取扱店	お取引日	時刻
50501	04-05-31	11:28
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥130,000	¥440
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		印紙税 認 証

お振込明細またはご案内 電信

お受取人
ご振込人

登録番号 0003

サイタマケンキ"カイ キノツタ ヒロノフ"様

電話番号 048-924-8011

取扱番号 400633

印紙税申告納付につき浦和税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、 埼玉りそな銀行
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号
0017		*****
取扱店	お取引日	時刻
10402	04-07-04	11:09
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥130,000	¥440
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		印紙税 認 証

お振込明細またはご案内 電信

お受取人
ご振込人

登録番号 0003

サイタマケンキ"カイ キノツタ ヒロノフ"様

電話番号 048-924-8011

取扱番号 300018

印紙税申告納付につき浦和税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →

事務所用建物賃貸借契約書

貸主(甲)



借主(乙)

木下博信

事務所用建物賃貸借契約書

(1) 賃貸借の目的物件

建物名称・所在地等	名 称	[] 家建物を事務所として賃貸借			
	所 在 地	〒340-0017 草加市吉町5丁目9番52号			
	建て方	一戸建	構 造	木 造	工事完了年
				二階建て	平成12年完了 以後大規模修繕等なし
住戸部分	間 取 り	1 階 2LDK	2 階 3K納戸付		
	面 積	135,22㎡	(それ以外にバルコニーあり)		
	設 備 等	トイレ	有 り	特記事項なし	
		浴 室	有 り		
		洗面台	有 り		
		洗濯機	有 り		
給湯設備		有 り			
ガスコンロ	有 り				
冷暖房設備	有 り				
備え付け照明設備	有 り				
鍵	3 個				
使用可能電気容量	50 アンペア				
ガ ス	都市ガスあり				
上 下 水 道	公共上下水道・浄化槽あり				
付属施設	駐 車 場	含 む			
	バイク置場	含 む			
	自転車置場	含 む			
	物 置	含 む			
	庭	含 む			

(2) 契約期間

始 期	平成29年4月22日から	2 年 間
終 期	平成31年4月30日まで	

(3) 賃料等

賃 料	月額 130,000円	当月分を先月末までに銀行口座から振替払いとする。 振り込み手数料は、乙の負担とする
敷 金	な し	

契 約 条 項

(契約の締結)

第1条 貸主 ■■■■■ (以下「甲」という) 及び借主 木下博信 (以下「乙」という) は、頭書 (1) に記載する物件 (以下「本物件」という。) の事業に供することを目的とする賃貸借契約を以下の通り締結する。

(契約の期間)

第2条 契約の期間及び本物件の引き渡し時期は頭書 (2) 記載の通りとする。

2 甲及び乙は、双方異議ない場合は本契約を更新することができる。以後その例による。

(賃 料)

第3条 乙は、頭書 (3) の記載の通り賃料を甲に支払わなければならない。

2 甲及び乙は、次の各項のいずれかに該当する場合は協議の上賃料を改定することができる。

一 土地または建物に対する租税その他の負担の増減により、賃料が不相当となった場合

二 土地または建物の価額の上昇または低下その他の経済事情の変動により、賃料が不相当となった場合

3 1か月に満たない期間の賃料は、当該月実日数を日割り計算した額とする。

(敷金の省略)

第4条 乙は、本契約から生ずる債務の担保として必要な敷金についてはこれを省略することができる。

(反社会的勢力の排除)

第5条 甲及び乙は、反社会的勢力に関わる全ての事項を排除する。

(禁止または制限される行為)

第6条 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく本物件の全部または一部につき、賃借権を譲渡し、または転貸してはならない。

2 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の増築・改築・改造もしくは模様替えなど工作物の設置をしてはならない。

3 乙は、本物件の仕様に当たり、前項の工作物の設置を行う場合は、甲に通知し承諾を得なければならない。

(契約の解除)

第7条 甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合は、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催促したにも拘らず、その期間内に当該義務が履行されないときは、本契約を解除することができる。

- 一 (3) 頭書に掲げる賃料の支払い義務
- 二 本契約の各号に掲げる確約に反する事実が判明した場合

(契約の消滅)

第8条 本契約は、天災・地変、火災その他甲乙双方の責めに帰さない事由により、本物件が滅失した場合、当然に消滅する。

(明け渡し)

第9条 乙は、本契約が終了する日までに(第7条の規定に基づき本契約が解除された場合にあっては直ちに)本物件を明け渡さなければならない。

2 乙は、前項の明け渡し日を事前に甲に通知しなければならない。

3 本契約が継続している途中に於いて解約する場合は、3か月前に甲に通知しなければならない。

(明け渡し時の原状回復)

第10条 乙は、通常の仕様に伴い生じた本物件の損耗を除き、本物件を原状回復しなければならない。

(連帯保証人)

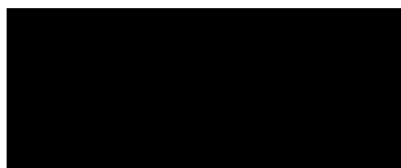
第11条 連帯保証人(以下「丙」という。)は、乙と連帯して本契約から生ずる乙の債務を負担するものとする。

(協 議)

第12条 甲及び乙は、本契約に定めがない事項及び本契約の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

平成29年4月21日

(甲) 住 所
氏 名



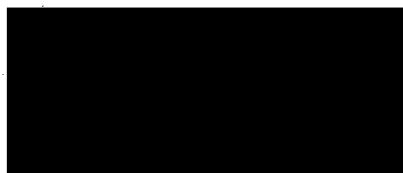
(乙) 住 所
氏 名



木下博信



(丙) 住 所
氏 名



整理番号 8

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費 2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費 ⑦ 事務所費 8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費 10: 交通費</p>
--	--

支出年月日	<input type="text"/> <input type="text"/> 年 <input type="text"/> <input type="text"/> 月 <input type="text"/> <input type="text"/> 日	支出額	<table border="1" style="font-size: small;"> <tr> <td style="width: 10%;">百万</td> <td style="width: 10%;">千</td> <td style="width: 10%;">円</td> </tr> <tr> <td><input type="text"/></td> <td><input type="text"/></td> <td><input type="text"/></td> </tr> </table>	百万	千	円	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
百万	千	円							
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>							

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途	<p>3月分 事業ゴミ処理代</p>	<p>政務活動に使用する割合が9/10以上であるため</p> <p>$4,400 \times 0.9 = 3,960$</p> <p>$440 \times 0.9 = 396$</p>
-----	--------------------	--

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。お取引内容をお確かめのうえ、 **埼玉りそな銀行** お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号
0017	<input type="text"/>	*****
取扱店	お取引日	時刻
57202	04-04-22	09:51
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥4,400	¥440
お取引後の残高(円)		おつり
¥ <input type="text"/>		
お取引現金内訳		印紙税
(1万円)	(5千円)	(1千円)
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>

逢澤圭一郎 埼玉県議会自由民主党議員団

別紙明細

¥ 440 [振込手数料]

お振込明細またはご案内

お受取人 亀有信用金庫 三郷支店 普通 0178856

1) ネモトセイソク様 登録番号 0001

ご依頼人 アイサ ワケイイチロウ セイムカット “ウツ” 様

電話番号 取扱番号 300029

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →

印紙税申告納付につき浦和税務署承認済

しないこと。
が足りない場合は、別紙を使用すること。
(番)を付すこと。)

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)
※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号 8 - 2

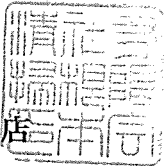
お客様コードNo. XXXXXXXXXX

逢澤 圭一郎 事務所 様

請求書 No. (発行日 4 年 4 月 2 日)

有限会社 根本清掃

〒341-0044
 埼玉県三郷市戸ヶ崎4丁目256
 TEL : 048-955-2466
 FAX : 048-956-6197
 振込口座 亀有信用金庫三郷支店
 普通口座 0178856



毎度ありがとうございます。下記の通り御請求申し上げます。(4 年 3 月 31 日締切分)

PAGE 1

前回御請求額	御入金額	調整額	差引繰越金額	税抜御買上額	消費税額等	今回御請求額
XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXX	0	0	4,000	400	4,400

年月日	伝票 No.	商 品 名	数 量	単 位	単 価	金 額
4 317	27	御入金 [銀行振込]				XXXXXXXXXX
4 331	375	ゴミ処理代基本料3月分 《逢澤 圭一郎 事務所 様 》	1	台	4,000	4,000
		【計】				
		外税額 (外税対象額: 4,000)				400
		【御買上額合計】				4,400
		内消費税額等 (課税対象額: 4,000)				400
		【御入金額合計】				XXXXXXXXXX
		総御買上額 (税抜)				4,000
		値引・返品 (税抜)				0
		純御買上額 (税抜)				4,000

領 収 証

逢澤圭一郎事務所 様 2022 年 4 月 22 日

NO. _____

¥ 4,400 -

但し 3月分事業代 上記の金額正に領収いたしました

内消費税 ¥400-
 現金 _____
 小切手 _____

尿管浄化槽維持管理士
 三郷市指定一般廃棄物処理
 尿管浄化槽清掃
 有限会社 根本清掃
 埼玉県三郷市戸ヶ崎4丁目256
 TEL (048) 955-2466
 FAX (048) 956-6197



収 入
印 紙

係 ● J104853

整理番号				5
------	--	--	--	---

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 6:人件費 ⑦事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費
---	---

支出年月日	<table border="1"> <tr> <td>0</td><td>4</td> <td>年</td> <td>0</td><td>4</td> <td>月</td> <td>2</td><td>2</td> <td>日</td> <td>他</td> </tr> </table>	0	4	年	0	4	月	2	2	日	他	支出額	<table border="1"> <tr> <td colspan="2">百万</td> <td colspan="2">千</td> <td colspan="2">円</td> </tr> <tr> <td></td><td></td> <td>2</td><td>9</td> <td>7</td><td>0</td> </tr> </table>	百万		千		円				2	9	7	0
0	4	年	0	4	月	2	2	日	他																
百万		千		円																					
		2	9	7	0																				

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途	フロアマット等 R 4 年 4 月 ~ 6 月 分 $1,100 \times 0.9 \times 3 \text{カ月} = 2,970$ 政務活動に使用する割合が9/10以上であるため
-----	--

領収書等貼付欄

別 紙

③ フロアマット、モップ

- ・ 4 月分 4 月 22 日
- ・ 5 月分 5 月 24 日
- ・ 6 月分 6 月 21 日

※ 領収書は、重ねて貼付しないこと。
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
 (別紙にも整理番号(枝番)を付すこと。)

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号 5 - 2

ダスキン愛の店フランチャイズチェーン店

お客様名 須賀敬史県政調査事務所 様

納品・請求書
兼領収書

ダスキン 川口

株式会社ダスキン川口

〒332-0006 川口市末広2丁目15-25

TEL 048-222-4071 FAX 048-222-6604

納品日 4年4月22日 次回訪問日 5月24日 B火

商 品 名	契約数	前回残	単 価	納品予定		区分	納品・回収訂正			訂正後 残 数
				数量	金 額		納品数	金 額	回収数	
BS モップ	RRRRR	1	1	495	1	495				
BSH ヘーシックマット	RRRRR	1	1	605	1	605				

印紙
5万円以上
貼付

前回未収残	合計金額	内消費税	領収額
	訂正後 合計金額	訂正後 内消費税	訂正後 領収額
(10%)	1,100	100	1,100

伝票 NO.0002257633

受領サイン

担当者名

お客様名 須賀敬史県政調査事務所 様

納品・請求書
兼領収書

ダスキン 川口

株式会社ダスキン川口

〒332-0006 川口市末広2丁目15-25

TEL 048-222-4071 FAX 048-222-6604

納品日 4年5月24日 次回訪問日 6月21日 B火

商 品 名	契約数	前回残	単 価	納品予定		区分	納品・回収訂正			訂正後 残 数
				数量	金 額		納品数	金 額	回収数	
BS モップ	RRRRR	1	1	495	1	495				
BSH ヘーシックマット	RRRRR	1	1	605	1	605				

印紙
5万円以上
貼付

前回未収残	合計金額	内消費税	領収額
	訂正後 合計金額	訂正後 内消費税	訂正後 領収額
(10%)	1,100	100	1,100

伝票 NO.0002264786

受領サイン

担当者名

お客様名 須賀敬史県政調査事務所 様

納品・請求書
兼領収書

ダスキン 川口

株式会社ダスキン川口

〒332-0006 川口市末広2丁目15-25

TEL 048-222-4071 FAX 048-222-6604

納品日 4年6月21日 次回訪問日 7月19日 B火

商 品 名	契約数	前回残	単 価	納品予定		区分	納品・回収訂正			訂正後 残 数
				数量	金 額		納品数	金 額	回収数	
BS モップ	RRRRR	1	1	495	1	495				
BSH ヘーシックマット	RRRRR	1	1	605	1	605				

印紙
5万円以上
貼付

前回未収残	合計金額	内消費税	領収額
	訂正後 合計金額	訂正後 内消費税	訂正後 領収額
(10%)	1,100	100	1,100

伝票 NO.0002271610

受領サイン

担当者名

DUSKIN

駐車場賃借借約書

賃借人 [REDACTED]、賃借人小島信昭 とは、次に表示の駐車場（以下、「本件駐車場」という。）につき、賃借借約を締結した。

駐車場の表示

所在地 埼玉県さいたま市岩槻区本町6-1-8

区画 賃借人のため、接道区画内（[REDACTED]区画）

第1条（駐車場の用途）

賃借人は、本件駐車場を次に記載する自己の自動車の駐車目的のみに使用するものとする。

メーカー： スズキ 車種： エブリィワゴン ナンバー： [REDACTED]
指紋も動内には、賃借人や指定した運転者のみで使用する。

第2条（賃料）

本件駐車場の賃料は月額金5,500円也とし、賃借人は毎月25日までにその翌月分を支払うものとする。

第3条（敷金）

賃料の支払いを担保するための敷金は無しとする。

第4条（契約期間）

1. 契約期間は、平成31年3月 / 日から平成32年3月 / 日までとする。
2. 契約期間中、中途解約をする場合は、解約希望日の1ヶ月前までに相手方にその旨通知するものとする。なお、解約した月の賃料は解約日までの日割りで計算とする。

第5条（契約の更新）

1. 賃借人または賃借人が本契約の更新を希望しない場合は、契約期間満了の1ヶ月前までに相手方にその旨通知することとし、通知がない場合には、本契約は更新されたものとする。

第6条（賠償責務）

賃借人、同乗者その他の関係者が故意または過失によって駐車場またはその付属施設に損害を与えたときは、賃借人の責任と負担によりその損害を賠償すべきものとする。

第7条（免責）

賃借人は、駐車場にある賃借人の自動車について、賃借人の責めに帰すべからざる事由により発生した天災、火災、盗難、損壊等による損害についての責任は一切負わないものとする。

第8条（原状回復）

本契約の終了の後は、直ちに賃借人の自動車を本件駐車場の敷地外に移動し、賃借人が本件駐車場を賃借借約成立当時の原状に復した上で、賃借人に明け渡すものとする。

第9条（解除）

賃借人につき、次の場合の一つに該当する事由があったときは、賃借人は、何ら通知催告を要することなく直ちに本契約を解除できる。

- ① 賃料の支払いを2カ月分以上怠ったとき
- ② 賃借人の承諾なく賃借権の譲渡、転貸又はこれらに準ずる行為があったとき
- ③ 賃借人と賃借人との間の信頼関係を著しく害する行為があったとき
- ④ その他本契約に違反したとき

第10条（管轄裁判所）

本契約に関する一切の紛争については、賃借人の所在地を管轄する裁判所をもって第一審の管轄裁判所とする。

第11条（信義則）

賃借人及び賃借人は、本契約の解釈につき疑義が生じた場合、または本契約に定めのない事項が生じた場合には、お互いに誠実に協議してこれを解決するものとする。

上記の通り契約が成立したことを証し、本書2通を作成し、各自記名押印の上、各1通を保有する。

平成31年3月 / 日

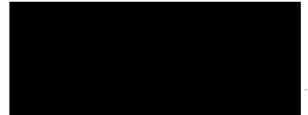
賃借人：住所 [REDACTED]
氏名 [REDACTED]

賃借人：住所 埼玉県さいたま市岩槻区榎-301
氏名 小島信昭

平成31年4月8日より 契約更新する

賃借人名札設置区画(1区画分)
(小島信昭様)

賃貸人



賃借人 小島信



(メーカー・車種) 三菱 eKクロス シルバー

(ナンバー)



整理番号

62

政務活動費支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	<u>4年4月25日、5月25日、6月24日</u>																
支出額	<p>月額7700円×3ヵ月=23,100円</p> <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="text-align: center;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td>8</td> <td>4</td> <td>8</td> <td>0</td> <td></td> </tr> </table> <p>円</p> <p>※ 政務活動費を充当した金額を記載</p> <p>政務活動に使用する割合が8/10以上であるため (按分した場合の積算方法 23,100円×0.8=18,480円)</p>	百万	千									1	8	4	8	0	
百万	千																
		1	8	4	8	0											
使 途	駐車場賃借料 <u>4月～6月分</u>																
支 出 先	(株)ABCハウジング																

上記のとおり支出しました。

支出者名

埼玉県議会自由民主党議員団



駐車場使用契約書

<p><物件の表示></p> <p>所在地 埼玉県ふじみ野市丸山 475</p> <p>名称 丸山第2駐車場 第 [] 号</p> <p><車種プレートナンバー> []</p>	
<p><賃料> 7,700 円</p>	<p><保証金> 7,560 円</p>

貸主 [] (甲)

借主 渡辺 大 (乙)

上記につき甲乙とも下記条項を双方承諾の上本契約を締結する。

賃貸借の期間は令和3年7月1日より令和4年6月30日までとする。

但し期間満了の場合、必要あれば当事者合議の上本契約を更新する事もできる。

第1条 1ヶ月なりとも滞納した場合は、保証金の有無にかかわらず甲は何らの催促を要せずして本契約を解除し、乙は即時明け渡す物とする。

第2条 賃料の支払いは毎月25日までに翌月分を指定振込口座に振り込み支払う事（振り込み手数料は乙の負担とする）

第3条 車は契約の場所以外に置かないこと。通路は常時十分空けて置き他者の出入りを妨げない事。

第4条 車両変更の場合は届け出る事。

第5条 乙は甲に無断で契約の車以外を置いてはならない。又賃借権の譲渡及び転貸は絶対にしてはならない。

第6条 甲又は甲の命ずる管理人の定めた管理規則に違反した場合、甲は直ちに解約する事ができる。

第7条 駐車場内における全てのトラブルは甲は一切責任を負わない事とする

第8条 駐車場は常に清潔に使用し、消防法その他の法令等により危険物として指定されている物件の持込をしたり、定位の境界を侵害したり、その他近隣の迷惑となるべき行為を一切なさざる事。

第9条 乙の車に場内で他車による事故発生、或いは天災地変等による損害並びに火災盗難、いたずらが発生しても、甲は乙に対し責任を負わないものとする。

第10条 第三者が無断で駐車した場合、甲はその責めに負わない

第11条 乙又はその代理人・使用者・運転者・同乗者等の責に帰すべき事由によって駐車場又はその施設や駐車場の他の自動車に損害を与えた時は、乙は速やかに損害を賠償するものとする。

- 第12条 甲乙双方の都合により本契約を解除するときは、1ヶ月前に互いに通告し期間満了と同時に乙に明渡しする。
- 第13条 更新手続きは、賃料額その他の必要事項を改定の上、新契約書を作成することにより行う更新手続きに際し、乙は仲介人に対し、新賃料の二分の一ヶ月に相当する更新事務手数料を支払う。
- 第14条 契約の解除に際して、乙は立退料その他名目の如何を問わず、何等の請求もしてはならない。
- 第15条 天災地変その他に事由の如何を問わず駐車場の使用が不可能になった場合、本契約を当然に終了する。
- 第16条 本契約終了後乙が駐車場に残地した車両その他の物件は、甲において廃棄移動、保管等の処分をする事ができる。その費用については乙の負担とする。
- 第17条 車の改造・マフラーの改造等、騒音をはじめ周囲の迷惑になるような車両の契約は禁止いたします。

上記契約の証として、本契約書を2通作成し甲乙双方署名捺印の上各1通を所持する。

令和 3 年 7 月 6 日

貸主(甲)	住所	[Redacted]
	氏名	[Redacted]
借主(乙)	住所	[Redacted]
	氏名	渡辺 大
仲介人	住所	埼玉県ふじみ野市駒西 3-8-32-107
	氏名	株式会社ABCハウジング 代表取締役 葛籠貫 夕子
取引士	登録番号	[Redacted]
	氏名	[Redacted]

駐車場使用契約書

<物件の表示>			
所在地	埼玉県ふじみ野市丸山 475		
名称	丸山第2駐車場	第	■号
<メーカー車名>	トヨタ / ア		
<ナンバー>	[REDACTED]		
<賃料>	7,700 円	<保証金>	7,700 円

貸主 [REDACTED] (甲)

借主 渡辺 大 (乙)

上記につき甲乙とも下記条項を双方承諾の上本契約を締結する。

賃貸借の期間は令和4年7月1日より令和5年6月30日までとする。

但し期間満了の場合、必要あれば当事者合議の上本契約を更新する事もできる。

第1条 1ヶ月なりとも滞納した場合は、保証金の有無にかかわらず甲は何らの催促を要せずして本契約を解除し、乙は即時明け渡す物とする。

第2条 賃料の支払いは毎月25日までに翌月分を指定振込口座に振り込み支払う事（振り込み手数料は乙の負担とする）

第3条 車は契約の場所以外に置かないこと。通路は常時十分空けて置き他者の出入りを妨げない事。

第4条 車両変更の場合は届け出る事。

第5条 乙は甲に無断で契約の車以外を置いてはならない。又賃借権の譲渡及び転貸は絶対にしてはならない。

第6条 甲又は甲の命ずる管理人の定めた管理規則に違反した場合、甲は直ちに解約する事ができる。

第7条 駐車場内における全てのトラブルは甲は一切責任を負わない事とする

第8条 駐車場は常に清潔に使用し、消防法その他の法令等により危険物として指定されている物件の持込をしたり、定位の境界を侵害したり、その他近隣の迷惑となるべき行為を一切なさざる事。

第9条 乙の車に場内で他車による事故発生、或いは天災地変等による損害並びに火災盗難、いたずらが発生しても、甲は乙に対し責任を負わないものとする。

第10条 第三者が無断で駐車した場合、甲はその責めに負わない

第11条 乙又はその代理人・使用者・運転者・同乗者等の責に帰すべき事由によって駐車場又はその施設や駐車場の他の自動車に損害を与えた時は、乙は速やかに損害を賠償するものとする。

- 第12条 甲乙双方の都合により本契約を解除するときは、1ヶ月前に互いに通告し期間満了と同時に乙に明渡しする。
- 第13条 更新手続きは、賃料額その他の必要事項を改定の上、新契約書を作成することにより行う更新手続きに際し、乙は仲介人に対し、新賃料の二分の一ヶ月に相当する更新事務手数料を支払う。
- 第14条 契約の解除に際して、乙は立退料その他名目の如何を問わず、何等の請求もしてはならない。
- 第15条 天災地変その他に事由の如何を問わず駐車場の使用が不可能になった場合、本契約を当然に終了する。
- 第16条 本契約終了後乙が駐車場に残地した車両その他の物件は、甲において廃棄移動、保管等の処分をする事ができる。その費用については乙の負担とする。
- 第17条 車の改造・マフラーの改造等、騒音をはじめ周囲の迷惑になるような車両の契約は禁止いたします。

上記契約の証として、本契約書を2通作成し甲乙双方署名捺印の上各1通を所持する。

令和 4年 6月 21日

貸主(甲)	住所	[Redacted]
	氏名	[Redacted]
借主(乙)	住所	[Redacted]
	氏名	渡辺 大
仲介人	住所	埼玉県ふじみ野市駒西 3-8-32-107
	氏名	株式会社ABCハウジング 代表取締役 葛籠貫 夕子
取引士	登録番号	[Redacted]
	氏名	[Redacted]

整理番号

			8
--	--	--	---

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 7:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

支出年月日	<table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr><td style="width: 20px; height: 20px; text-align: center;">04</td></tr> </table> 年 <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr><td style="width: 20px; height: 20px; text-align: center;">04</td></tr> </table> 月 <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr><td style="width: 20px; height: 20px; text-align: center;">25</td></tr> </table> 日	04	04	25	支出額	<table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="width: 20px; height: 20px; text-align: center;">3</td> <td style="width: 20px; height: 20px; text-align: center;">8</td> <td style="width: 20px; height: 20px; text-align: center;">4</td> <td style="width: 20px; height: 20px; text-align: center;">2</td> <td style="width: 20px; height: 20px; text-align: center;">4</td> <td style="width: 20px; height: 20px; text-align: center;">0</td> </tr> </table>	3	8	4	2	4	0
04												
04												
25												
3	8	4	2	4	0							

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途	<p style="text-align: center;">5月25日 6月24日</p> <p style="text-align: center;">事務所家賃令和4年5月～7月分 駐車場代1台 令和4年5月～7月分</p> <p style="text-align: center;">政務活動に使用する割合が8/10以上であるため</p>
-----	--

領収書等貼付欄

$$155100 + 5000 = 160100$$

$$160100 \times 0.8 = 128080$$

$$128080 \times 37\% = 384240$$

家賃内訳	
家賃	¥130,000
共益費	¥5,000
駐車場代	¥6,000
消費税	¥14,100
合計	¥155,100

貼付しないこと。
 一が足りない場合は、別紙を使用すること。
 (枝番)を付すこと。

駐車場代 5000 × 4台 = 20000
 171台分 = 5000
 飯能信用金庫 [redacted] 支店 名義人 内沼博史

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号 8 - /

領収書貼付欄

※ 整理番号には、枝番を記入すること。

3					
4					
5					
6	0 4- 4-25	送金	155,100	マイクスター(カ)	
7					
8	0 4- 4-25	送金	20,000	ヒラヌマ(カ カソクチ)	
9					
10					
11					
12					
13					
14					



普通預金

2

年月日	摘要	お支払金額	お預り金額	差引	残高
1					
2					
3					
4	0 4- 5-25	送金	155,100	マイクスター(カ)	
5					
6	0 4- 5-25	送金	20,000	ヒラヌマ(カ カソクチ)	
7					
8					
9					
10					
11					
12					

3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10		送金	155,100	マイクスター(カ)	
11					
12		送金	20,000	ヒラヌマ(カ カソクチ)	
13					
14					

事務所賃貸借契約書

貸主 メイクベター(株) (甲)と、借主 内沼博夫(乙)との間に建物の賃貸借につき下記のとおり契約を締結する。

所在 飯能市双柳373番地12 あおぞらビル202号室
構造 鉄骨造
床面積 2階東南店舗部分 約90.75㎡

第1条 (賃貸借の目的)

乙は、事務所として使用する目的をもってこれを賃借した。乙はそれ以外の目的に使用してはならない。

第2条 (賃貸借の期間)

賃貸借の期間は、2021年6月1日から
2024年5月31日までの3年間とする。

第3条 (契約の更新)

1. 甲及び乙は協議の上、本契約を更新することができる。
2. 本契約の更新は、書面による契約書を作成することを要する。
3. 更新の際の更新料は、新賃料の1か月分とする。

第4条 (賃料等)

1. 賃料は1ヶ月金13万円(消費税別)、共益費金5000円(消費税別) 駐車場代1台分金6000円(消費税別)とし、甲に対して毎月末日までに、その翌月分を次の口座に送金して支払うものとする。振込手数料は乙の負担とする。

振込口座

口座

名義人

2. 電気、衛生費その他これに準ずる経費は名義の如何にかかわらず、乙の使用した分に対するものは乙の負担とすること。
3. 水道料金及びガス料金については、共益費に含まれるものとする。但し、乙の使用した料金が明らかに共益費を超えたときは、甲は乙に共益費を超えた部分を請求できるものとする。

第5条 (敷金)

1. 乙は、甲に対し、本契約に基づいて生ずる乙の債務を担保するため、敷金として賃料の3ヶ月分を本契約と同時に預託する。
2. 甲は本契約が終了し、乙が本件建物を明け渡した後、30日以内に、前項の敷金から、本契約に基づく乙の未払い債務を控除した後の残金を返還する。この場合において敷金に利息を付さない。
3. 乙は、本件建物を明け渡すまでの間、敷金返還請求権をもって、甲に対する賃料その他の債務と相殺することができない。

4. 乙は、敷金返還請求権を第三者に譲渡し、または担保に供してはならない。

第6条（賃借権の譲渡・転貸）

乙は、事前に甲の書面による承諾なくして、第三者に本件賃借権を譲渡もしくは転貸し、または、本件建物の模様替え、造作もしくは工作その他の現状を変更してはならない。

第7条（契約の解除）

乙が次の各号の一つに該当した場合、甲は催告なくして、直ちに本契約を解除することができる。

1. 賃料の支払いを1回でも遅滞したとき。
2. 乙が破産・仮差押・仮処分・差押・競売開始の決定を受け、又は滞納処分を受けたとき。
3. 賃料の支払をしばしば遅延し、又は近隣とのトラブル等により、甲と乙の本契約による信頼関係を破壊するに至ったと認められるとき。
4. 連絡が取れない状況になって1ヶ月以上経過したとき。
5. 借主が暴力団員と判明したとき並びに借主が暴力団と一定の関係にあると判明したとき。
6. その他、本契約に違反したとき。

第8条（契約の解約）

1. 双方の都合により本契約を解除するときは、乙においては3ヶ月前、甲においては、6ヶ月前にお互いに通知し、期間終了と同時に甲立会いの上、乙は完全に甲に本物件を明け渡すものとする。この際の賃借料は、期間に応じて日割清算するものとする。
2. 乙は、前項の規程にかかわらず、3ヶ月分の賃料相当を甲に支払うことにより、本契約を直ちに解約することができる。

第9条（契約の消滅）

天災地変、公用徴収、都市計画等により建物が消滅または毀損し、その効用を失った場合には、本契約は当然消滅する。

第10条（原状回復義務）

1. 期間満了、契約の解除、解約、消滅、その他により本契約が終了する際、本件建物内に乙（乙の関係者含む）の工作物又は残置物等が存在する場合は、乙は自己の費用をもってこれを撤収し、本件建物を現状に復して甲に明け渡す。
2. 前項の明渡に際して、乙は甲に対して、立退料、営業補償料又はこれに類する請求、造作等の買取請求は絶対にしないこととする。
3. 乙が本件建物を明渡した後に、本件建物内に残置物がある場合、乙はその残置物の権利を放棄したものとする。残置物については、乙が甲にその処分一切を任せたものとし、甲に任意に処分されても異議がないこととする。また、処分に掛かった費用については、乙の負担とする。

4. 契約が終了したにもかかわらず、乙が賃借物の明け渡しをなさないときは、乙は甲に対し明け渡しの日まで賃料の1.5倍の損害賠償を支払い、なおこれがために甲が損害をこうむった場合にはその損害も同時に賠償する。

第11条 (損害負担)

1. 乙が火災、盗難等をこうむった場合、その責任を甲に請求しないこと。
2. 店内備品及び電気、ガス、水道が汚損・破損・故障した場合は乙の負担にて修理するものとする。
3. その他、賃借物に付帯する修理費は、乙の負担とする。

第12条 (通知義務)

乙が次の各号の一つに該当したときは、甲に対し速やかにその旨を通知しなければならない。

1. 1ヶ月以上にわたり不在とするとき。
2. 氏名、勤務先、連絡先、電話番号等、別紙入居審査申込書の記載事項に変更のある場合

第13条 (連帯保証人)

丙は、賃借人乙の保証人となり、本契約書の条項全てについて、乙と連帯して履行の責を負う。

第14条 (管轄裁判所)

本契約に関して紛争を生じたときは、飯能簡易裁判所を管轄裁判所とする。

第15条 (協議)

本契約に定めていない事項については、甲、乙協議の上、誠意をもって解決する。

第16条 (特約条項)

1. 電気代については、2階全てで請求が来るため、2階を賃借している賃借人のそれぞれの面積按分で甲が乙に請求するので、請求のあった月の月末までに、家賃と一緒に振り込むものとする。
2. 退室時のルームクリーニング代金は乙の負担とする
3. 乙は契約期間中、借家人賠償保険に加入しなければならない。契約の期間中に、保険期間が満了してしまう場合は、満了前に保険を更新し、無保険の期間が無いようにしなければならない。
4. 家賃の支払いを怠る等、乙の責めに帰すべき事由により、甲が行った内容証明その他郵便物の送付等の費用は乙の負担とする。
5. 万一、強制執行による退去になった場合、その執行に掛かる一切の費用は、乙の負担とする。
6. 鍵を紛失した場合、乙は退出時に罰金として金2万円を甲に支払うものとする。

契約の証として、本契約書3通を作成し、甲、乙、丙、各1通を保管する。

令和3年5月31日

甲：貸 貸 人 住所 飯能市双柳373-12-1F

メイクベター(株)

氏名 代表取締役 谷脇 道生

乙：賃 借 人 住所

飯能市岩沢729-2

氏名

内沼 博史

丙：連帯保証人 住所

氏名

仲介業者

取引主任者 登録番号 () 第

号 氏名

駐車場賃借契約書 <更新契約>

賃貸人(甲)と賃借人(乙)とは、下記の契約内容を承諾のうえ、本賃借借契約を締結する。

駐車場名	双柳駐車場	番号	NO. []	駐車料金	月額 20,000円
所在地	埼玉県飯能市双柳373-10				
契約期間	令和3年7月1日から令和5年6月30日迄の2年間とする。				
振込先	[]	口座	[]		
メーカー、名称	[]	色	[]	登録番号	[]

- 第1条 賃料は毎月27日までに翌月分を甲の指定口座(上記)に振り込むこと。
振込手数料は乙の負担とする。
- 第2条 本物件を駐車場のみに使用し、建築物や工作物は設置してはならない。
- 第3条 指定車両以外の車を置いてはならない。
- 第4条 乙は本駐車場を第三者に使用させたり賃借の譲渡及び転貸をしてはならない。
- 第5条 乙は駐車スペースを常に清潔に使用し、雑草等生えない様自主管理しなければならない。
- 第6条 乙は、本駐車場内に消防法、その他の法令等により危険物として指定されている物品の持込みをしたり、定位の境界を侵害したり、その他近隣の迷惑となすべき行為を一切なざざること。
- 第7条 乙の車に対して起きた事故、悪戯、盗難、天災地変による傷害、無断駐車等について甲は責任を負わない。よって、加害者、被害者の当事者間で、解決することとする。
- 第8条 乙が解約を申し出る時は、1ヶ月前までに、仲介者に通告しなければならぬ。但し、1ヶ月分を支払うことにより即時解約出来る。
- 第9条 解約の申し出が遅れた場合には、遅れた日数分の賃料を通告延滞金として甲に支払う。
- 第10条 甲は駐車場の廃止により契約の解除をする場合には、契約期間中であっても1ヶ月以上前に乙に通告することにより契約の解除ができる。
- 第11条 今後、本契約期間中に消費税率の改定があった場合には当然に新課税あるいは新税率が適用され、乙は以後の駐車場料金等の支払いについて新税率で計算された料金を支払う事をあらかじめ承認する。

第12条 乙又はその関係者において、故意・過失・その他の事故により、甲の設備・造作・その他駐車中の他の車両等に生じた損害は、乙が直ちにその金額を賠償する責を負う。

第13条 乙が、賃料の支払を1ヶ月以上怠った場合、又は第2条乃至第4条に違反した時、本契約の各条項に違反した時は、通告を要せずして即時契約の解除ができる。

第14条 更新時は、乙は更新事務手数料として新賃料の1ヶ月分+消費税を支払うこと。

第15条 駐車場内は、禁煙とする。

本契約の証として甲乙捺印し、本書を作成して各々一通を所持する。

令和3年5月6日

貸主(甲) 住所 []
氏名 []

仲介者 所在地 埼玉県飯能市仲町2- []
(甲)代理人 商号 全平沼株式会社
電話 042(972)7800

借主(乙) 住所 〒357-0023
飯能市岩沢729-2

氏名 内沼博史

電話番号
ご自宅 042(972)6432

お勤め先 ()
(社名)

- 重要事項再確認 ○ 賃料は毎月27日迄に翌月分を支払う。
- 振込料は乙の負担。
- 場内のトラブルは当事者間で解決する。
- 解約は1ヶ月前までに仲介者へ通告する。
- 解約通知が遅れたら遅れた分の賃料を支払う。

整理番号 118

ちょうふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

支出年月日	4 年 4 月 25 日 他	支出額	百万 千 円 1 6 2 5 9 4
使 途	事務所賃借料 (4. 5. 6 月分) (4/25, 5/25, 6/30)		

領収書等貼付欄

政務活動に使用する割合が9/10以上であるため

$60,220 \times 0.9 = 54,198 \times 3ヶ月 = 162,594$

ご利用明細票

いつも足利銀行をご利用いただき
まことにありがとうございます。

お取引日	お取引店番	機番
04-04-25	0411	17
お取引種類	お引出し	
カード番号(口座番号)	取引通番	
****	0369	
お取引金額	カード発行銀行	同支店番号
¥60,000	0129	
残高		
お取引時刻	説明コード	カード入金取引番号
17:13		
ご案内	ご利用手数料 ¥220	
お受取人		
	様	
ご依頼人		
イツカトシヒコ様		
0495212542		

ご利用明細票

いつも足利銀行をご利用いただき
まことにありがとうございます。

お取引日	お取引店番	機番
04-05-25	0411	18
お取引種類	お引出し	
カード番号(口座番号)	取引通番	
****	0149	
お取引金額	カード発行銀行	同支店番号
¥60,000	0129	
残高		
お取引時刻	説明コード	カード入金取引番号
12:18		
ご案内	ご利用手数料 ¥220	
お受取人		
	様	
ご依頼人		
イツカトシヒコ様		
0495212542		

ること。

印紙税申告納
付にのび宇部宮

税務署承認済

1万円	5千円	2千円	1千円	5百円
100円	50円	10円	5円	1円

足利銀行

印紙税申告納
付にのび宇部宮

税務署承認済

1万円	5千円	2千円	1千円	5百円
100円	50円	10円	5円	1円

足利銀行

されたか分かるような記載)と。

整理番号 -

領収書貼付欄 ※ 整理番号には、枝番を記入すること。

ご利用明細票

いつも足利銀行をご利用いただき
まことにありがとうございます。

お取引日	お取引店番	機番
04-06-30	0400	04
お取引種別	お引出し	
カード番号(口座番号)	取引通番	
****	0011	
お取引金額	カード発行銀行	同支店番号
¥60,000	0129	
残高		
お取引時刻	説明コード	カード入金取引番号
08:57		

ご案内
お受取人 様
ご利用手数料 ¥220

ご依頼人
イツカトシヒコ様
0495212542

お取引額	1万円	5千円	2千円	千円	5百円
	100円	50円	10円	5円	1円

印紙税申告納
付につき宇都宮
税務署承認済

足利銀行 ●このご利用明細票は必ずお持ち帰りください。

事業用建物賃貸借契約書（更新）

貸主 [REDACTED]（以下「甲」という。）と借主 飯塚 俊彦（以下「乙」という。）と
 連帯保証人 [REDACTED]（以下「丙」という。）とは、事業用建物賃貸借契約（以下「本契約」という。）に付帯する「事業用建物賃借契約約款」に基づいて、以下の条件で本契約を締結した。

※以下の□欄に×印をつけた記載内容が本契約に該当する内容です。×印のない□欄または抹消された部分は本契約に関係のないことを示します。

(1) 賃貸借の目的物の表示等	名 称	小島南事務所			
	所 在 地	(登記簿) 本庄市小島南二丁目 1976 番地 7	家 屋 番 号	1976 番 7	
		(住居表示) 本庄市小島南二丁目 4 番 24 号			
	種 類	事務所			
	構 造	コンクリートブロック造 陸屋根 平家建			
	面 積	専 有 59.62m ² (約 51.4 坪)	その他使用可能な面積	敷地面積 約 280 m ²	
	物件の所有者	(住 所) [REDACTED]	(氏 名)	[REDACTED]	
(2) 賃借条件	使 用 目 的	<input checked="" type="checkbox"/> 店舗 (その種類:) <input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> その他 ()			
	賃 料	(月額) 60,000円 (税込)	管 理 費	(月額) 円 (消費税 円込)	
	敷 金	(賃料の ヶ月分) 円	共 益 費	(月額) 円 (消費税 円込)	
	保 証 金	円 (3.3m ² 当たり) 円	看板使用料等 雑 費	(月額) 円 (消費税 円込)	
	敷金・保証金の返還時期	本物件明渡し後 日以内	更 新 料	新賃料の1ヶ月分	
	保 証 金 の 償 却	<input type="checkbox"/> 建物明渡し時に % (金額) 円 (消費税 円込)		<input type="checkbox"/> 契約更新時毎に % (金額) 円 (消費税 円込)	
		<input type="checkbox"/> その他 (償却分は、償却時から10日以内に補填しなければならない。)			
	礼 金	(賃料の ヶ月分) 円 (消費税 円込)	付 属 施 設 料	(月額) 円 (消費税 円込)	
	火災等保険料	実費			
	契 約 期 間	令和 3 年 4 月 11 日 から 令和 6 年 4 月 10 日迄の 3 年間			
借 主 の 解 約 権	解約の効力は、借主が解約の申入れをした日から、3ヶ月の経過をもって発生する。				
賃料・管理・共益費及び・雑費・付属施設料の支払方法並びに支払期限	持 参 払	持 参 先 (住所) (氏名)			
	振 込 先	[REDACTED]	振込金額合計 (振込料は乙の負担とする。)	金 60,000 円	
	(フリガナ)	[REDACTED]			
口座名義人	[REDACTED]				
翌月分を毎月末日迄に前払 (翌月前払)。但し、振込の場合は、末日迄に入金が確認できるものとする。					

(3)その他	付 属 施 設					
	貸 与 す る 鍵一覽	正面玄関	No.	個	No.	
		東側出入口	No.	個		
						合計 個
鍵の引渡し並びに物件の引渡し日 平成28年 4 月 吉 日						

(特約事項)

1. 本契約を解除する場合は、3ヶ月前に甲に通知し、乙が設置した構築物・付属物を全て撤去し契約以前の状況に戻し明渡す。
2. 本契約を更新する場合は、更新料は新家賃の1ヶ月分とする。更新事務手数料は賃料の0.5ヶ月とする。

本契約書2通を作成し、甲および乙は署名押印し各1通ずつ保有する。なお、媒介業者は、その写しを保管する。

令和 3 年 8 月 10 日

	貸 主 ・ 甲	借 主 ・ 乙
(フリガナ) 住 所 電 話 番 号	〒 [Redacted] [Redacted] [Redacted]	〒 〒367-0062 埼玉県本庄市小島南2-4-7 TEL/FAX 0495-21-2542
(フリガナ) 氏 名	[Redacted] 印	飯 塚 俊 彦 印

(フリガナ) 連帯保証人・丙	〒 (住所) (氏名) (電話番号)	印	〒 (住所) (氏名) (電話番号)	印
-------------------	-----------------------------	---	-----------------------------	---

媒 介 業 者		媒 介 業 者	
免 許 番 号	埼玉県知事免許 (11) 第8961号	免 許 番 号	
所 在 地	本庄市銀座二丁目10番9号	所 在 地	
商 号	有限会社 鈴木不動産	商 号	
代 表 者	代表取締役 鈴木 純	代 表 者	印
電 話	0495-21-1155	電 話	
F A X	0495-22-6304	F A X	

宅地建物取引士 (自署押印)		宅地建物取引士 (自署押印)	
登 録 番 号	[Redacted]	登 録 番 号	() 第 号
氏 名	[Redacted]	氏 名	印

整理番号 20

ちょうふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 7:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

支出年月日	4 年 4 月 26 日	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">64</td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">352</td> </tr> </table> <p>※政務活動費を充当した金額を記載</p>	百万	千	円		64	352
百万	千	円							
	64	352							

使 途	<p>事務所賃貸料(本所事務所)</p> <p style="text-align: right; margin-right: 50px;">$80,440 \times 0.8 = 64,352$</p>		
-----	--	--	--

領収書等貼付欄

小島信

政務活動に使用する割合が $\frac{8}{10}$ 以上であるため

13	04-04-26	.送金	*80,000	ATM	
14	04-04-26	.手数料	*440		
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					

○他店支払いの小切手等でご入金の際は、摘要欄にお戻しができる予定日を表示し、お支払可能時刻は小切手等の種類により異なります。詳細は窓口にご相談ください。

○本通帳の下記項目における金額・残高の単位について

〔項目名〕 お支払金額・お預り金額・差引残高

・外貨普通預金の場合、通帳見返し部に記載された通貨単位となります。

・その他の預金の場合は、円単位となります。

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、 **埼玉りそな銀行**
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号	
0017			*****
取扱店	お取引日	時刻	
57102	04-04-26	10:47	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥80,000	¥440	
お取引後の残高(円)		おつり	

お取引現金内訳		C 認証	
(1万円)	(5千円)	(1千円)	(硬貨)
円	千円	千円	円

お振込明細またはご案内

お受取人 XXXXXXXXXX

登録番号 0001

ロッソマノバキ様

電話番号 048-758-1624

取扱番号 300052

印紙税申告納付につき浦和税務署承認済

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」)
④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に
※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →

(更新)事業用賃貸借契約書(事務所)

貸主 (以下「甲」という。)と借主 埼玉県議会自民党議員団 小島 信昭 (以下「乙」という。)は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

名称	高橋ビル1階貸事務所	1階	号室
		区画番号()	
所在地	(住居表示) 339-0057 さいたま市岩槻区本町5丁目5-12		
	(登記簿)		
建物	木造(鉄骨造)鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造・軽量鉄骨造・その他() / 瓦葺・スレート葺・亜鉛メッキ鋼板葺・セメント瓦葺・陸屋根・その他() / (3)階建/全()戸		
種類	事務所	新築年月	平成11年4月
面積	29.75 m ²		
附属施設			

頭書(2) 事業内容(具体的に記載すること)

埼玉県議会自民党議員団 団長 小島信昭 事務所

頭書(3) 契約期間

令和3年5月1日	から	令和5年4月30日	まで	(2年間)
目的物件の引渡し時期				
年	月	日		

頭書(4) 賃料等

賃料	月額 80,000 円 (内消費税等)	家財 保険料	円
敷金	継続 80,000 円 (賃料 1ヶ月)		
その他の条件			
貸与する鍵の本数	本	本	本
賃料等の支払時期	翌月分を毎月 末 日まで		
賃料等の支払方法	貸主指定の口座へ振込支払いとする。		
支払方法	振込	持参	先
	口座引落	委託会社	社名

頭書(5) 借主緊急連絡先

緊急連絡先 (担当者)	(氏名)
(自宅)TEL	
(勤務先)TEL	(会社名・部署名)
(携帯)TEL	

頭書(6) 貸主及び管理者

貸主	氏名	住所
管理者	商号又は名称 (有) 宝来屋不動産商会	
所在地	339-0057 さいたま市岩槻区本町3-1-1 TEL 048-756-0538	
賃貸住宅管理業者登録制度登録番号	国土交通大臣()第 号	
(一社)全国賃貸不動産管理業協会会員番号	02621	
管理担当者	氏名	住所
	(賃貸不動産経営管理士: 登録番号	
	※(一社)全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載	
	(賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載	

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者	氏名	住所

頭書(7) 乙の債務の担保

担保の方法 (本契約で採用するものにチェックし、その右欄に所定の事項を記載する)	<input checked="" type="checkbox"/> 連帯保証人	氏名	小島 信昭
	<input type="checkbox"/> 家賃債務保証会社	住所	
	<input type="checkbox"/> 証書の提供	家賃債務保証会社名	
	<input type="checkbox"/> する保証	主たる事務所	
		所の所在地	

頭書(8) 更新に関する事項

※更新契約の時は、更新手数料として新賃料の0.5ヶ月分プラス消費税を支払う。

頭書(9) 特約事項

一、退去時は、スケルトンにて明渡しする。

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、貸主、借主、が記名押印の上、各自1通を保有する。

貸主代理 : (有)宝来屋不動産商会

〇年 4月 23日

甲・貸主	氏名	TEL
	住所	
乙・借主	氏名 埼玉県議会自民党議員団 小島信昭	TEL 048-758-1624
	住所 339-0074 さいたま市岩槻区本町 298-5	
連帯保証人	氏名 別紙	TEL
	住所	

		A	B	
宅 地 建 物 取 引 業 者	主たる事務所 所在地・TEL	さいたま市岩槻区本町3-1-1 048-756-0538	主たる事務所 所在地・TEL	Ⓣ
	商号又は名称	(有)宝来屋不動産商会	商号又は名称	
	代表者の氏名	関根 正之	代表者の氏名	
	免許証番号	埼玉県知事 (13) 第 5313 号	免許証番号	
	免許年月日	平成 29 年 8 月 23 日	免許年月日	平成 年 月 日
宅 地 建 物 取 引 士	氏 名		氏 名	Ⓣ
	登 録 番 号		登 録 番 号	() 第 号
	業務に従事する 事務所名	(有)宝来屋不動産商会	業務に従事する 事務所名	
	事務所所在地 TEL	さいたま市岩槻区本町3-1-1 048-756-0538	事務所所在地 TEL	

※Ⓣは実印

※この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

整理番号 3 - 1

領収書貼付欄

※ 整理番号には、枝番を記入すること。

埼玉県議会自由民主党議員団

領 収 書

No. 012533

松澤正 県議会議長事務所
代表 松澤正 様

4 年 5 月 26 日

金額	百万	9	千	7	円	600
----	----	---	---	---	---	-----

但下着止駐車場 駐車料金 6月分にて (税込)

上記金額正に領収いたしました

印 紙



係 印

取扱い店 資産管理課 本店 資産管理課 八潮店 資産管理課 吉川店

領 収 書

No. 012539

松澤正 県議会議長事務所
代表 松澤正 様

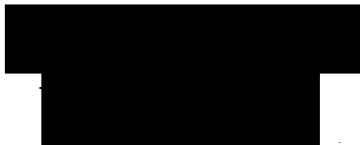
4 年 6 月 27 日

金額	百万	9	千	7	円	600
----	----	---	---	---	---	-----

但大分 駐車場 駐車料金 7月分にて (税込)

上記金額正に領収いたしました

印 紙



係 印

取扱い店 資産管理課 本店 資産管理課 八潮店 資産管理課 吉川店

整理番号

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費 2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費 ⑦: 事務所費 8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費 10: 交通費</p>
--	---

支出年月日	4 年 4 月 26 日	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: right;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td style="text-align: left;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">49</td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">500</td> </tr> </table> <p style="font-size: small;">※政務活動費を充当した金額を記載</p>	百万	千	円		49	500
百万	千	円							
	49	500							

使 途	<p style="font-size: large;">政務活動事務所貸料(5月分)</p> <p style="font-size: small;">(按分した場合の積算方法) $55,000 \times 0.9 = 49,500$</p> <p style="font-size: x-small;">政務活動に使用する割合が / 以上であるため</p>
-----	--

領収書等貼付欄

埼玉県議会自由民主党議員団

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
 お取引内容をお確かめのうえ、 **埼玉りそな銀行**
 お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号
00171	██████████	*****
取扱店	お取引日	時刻
56703	04-04-26	18:58
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥55,000	¥0
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳		認 証
(1万円)	(5千円)	(1千円)
円	円	円

お振込明細またはご案内

お取引人 ██████████

登録番号 0002

チハ" タツヤ様

電話番号 ██████████

取扱番号 260001

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →

埼玉県議会議員 千葉 達也

55,000

0

【振込手数料】

紙を使用すること。

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。).

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

建物賃借契約書

(所在地) 加須市中央1丁目15-7建物1階南側部分13.2㎡(4坪)
(契約期間) 令和3年6月16日より令和5年6月15日まで
(賃貸料) 月額金55,000円也(税込)
(振込先) XXXXXXXXXX

上記物件を賃貸人(甲) XXXXXXXXXX と賃借人(乙)千葉達也 とで、下記条件により賃貸借契約を締結する。

(第1条) (使用目的)

1. 乙は本物件を「埼玉県議会自由民主党議員団 県政調査事務所」として使用する。
2. 営業種目に変更又は追加する場合は、3ヶ月前に甲に対し書面にて通知し、甲乙改めて協議し甲の承諾を得なければならない。

(第2条) (賃貸借の期間)

1. 賃貸借の期間は、令和3年6月16日から、令和5年6月15日迄の満2年間とする。
2. 期間満了6ヶ月前に甲乙双方から書面による異議の申し出がない時は、更に2年間継続使用することができる。

(第3条) (賃料)

賃料は前記記載の通りとし、乙は翌月分の賃料を毎月末日迄に甲指定の前記銀行口座へ支払うものとする。

(第4条) (更新時の賃借料)

賃借料は賃貸借期間満了2ヶ月前までに、甲乙協議の上増額することができる。

(第5条) (経費の負担)

甲は、本物件の水道・電気・電話等その貸室の使用に付随する諸設備の使用料は、甲の負担において当該業者に支払うものとする。公租公課も甲の負担とする。

(第6条) (権利の移転)

乙は、予め書面による甲の承諾なくして本物件の賃借権を、第3者に譲渡したり、担保に提供したり、その全部又は一部を第3者に使用させもしくは、共同使用することはできない。

(第7条) (改造・補修)

乙は、次に掲げる行為をする為には、予め書面による甲の承諾を得るものとし、その費用は乙の負担とする。

1. 造作・設備を新設し、附加し、除去し、又は変更すること。

2. 既設の電気器具及びガス・水道等の設備以外の新設・移転又は除去もしくは、器具の容量を変更すること。
3. 看板の取り付け・広告用垂幕、窓ガラスに文字を記入すること等。
4. 本物件又は建築物に対し前各号に準ずる原状の変更をすること。

(第8条) (破損・滅失に対する責任)

乙又はその関係人が、その帰すべき事由により本物件もしくは、その建築物ならびにその設備器具等を破損又は、滅失したときは、甲において補填又は、修理し、その費用ならびに損害金は、乙の負担とし甲の指定した日までに弁償せねばならない。

(第9条) (解約の申し入れ)

賃貸借期間中であっても、次の場合には本契約は終了する。

1. 甲が乙に対し、正当な事由に基づく解約の申し入れをなした後、6ヶ月を経過したとき。但し、甲の申し入れにより、乙がその期間内に退去したときは、その時において本契約は終了するものとする。
2. 乙が甲に対し、解約の申し入れをして後3ヶ月を経過したとき。
3. 乙が甲に対し、解約の申し入れと共に解約申し入れ後の賃借料3ヶ月分を支払ったとき。
4. 甲が乙に対し賃借料の値上げを通告し、乙がこれに同意せず解約を申し出たとき。

(第10条) (契約の解除)

甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに将来に向かって本契約を解消することができる。

1. 乙が賃借料ならびに本契約記載の債務の支払いを2ヶ月以上怠ったとき。
2. 乙が死亡したとき。但し、10日以内に後継人より書面による申し出があった場合には、この限りではない。
3. 乙において公序良俗に反する行為があったとき。

(第11条) (明渡しの履行条項)

本契約が期間満了・解約・解除その他の事由により終了したときは、乙は直ちにつぎの条項に従い、本物件を明け渡さなければならない。

1. 乙は自然の消耗にかかるもののほか、本物件を原状に復するものとする。但し、乙がこれに従わないときは、甲において、これを行うものとし、その費用は乙が負担とする。
2. 乙は明渡し日までに、本物件内の乙の所有物等を、すべて搬出すること。乙がこれを実行しない時は、甲は10日間の猶予期間後、これを放棄したものとみなし、甲が任意に処分することができる。乙は、これがために生じた損害について、甲に賠償請求することができない。
3. 乙は、何等の名目を持ってするを問わず、本物件について支払った金銭の返還、移転料、立退き料、営業保証金等一切を甲に請求することはできない。
4. 乙は原状回復・明渡しに際して、甲に対しその事由名目の如何を問わず、本物件の造作・設備等について支出した必要経費等の償還請求を甲に対し一切行わないものとする。又、

乙は甲の同意を得て、本物件に附加した造作についてもその買取を甲に要求しないものとする。

(第12条) (負債事項等)

1. 甲は天災及び甲の責に帰さない火災・爆発・盗難又は、諸設備の故障・修理・維持保全、もしくは法律の改正・監督官公庁の行政指導に基づく工事等に起因する乙の損害及び一時使用停止については、責任を負わない。
2. 天災・火災・その他、甲の責に帰さない事由により本物件の大部分が滅失又は破損し、その使用が不可能となった場合には、甲は乙に通知して、無条件で本契約を即時解約することができる。

(第13条) (建物使用上の遵守事項)

1. 乙は、本物件につき、修繕を要する箇所が生じたときは、速やかにその旨を甲に通知すること。
2. 甲又は、他の甲の賃借人の営業・業務等を妨害、その他迷惑を与えないこと。
3. 危険物・不潔物・悪臭を出すもの、重量物等を本建物内に搬入・格納しないこと。
4. 動物を本建物内に搬入・飼育しないこと。
5. 共同使用部分を本来の目的以外に使用しないこと。
6. 本物件内に居住、又は宿泊しないこと。
7. 乙、及びその従業員、ならびに乙の関係人は、本物件を善良なる注意をもって管理・使用すること。

(第14条) (規則の遵守)

甲が建物管理の必要上規則を制定し、又は、注意事項を定めこれを乙に通知し、又は、適当な場所に掲示したときは、乙はこれを遵守する。

(第15条) (甲の立入権)

甲及び甲の従業員は、本物件諸造作・諸設備等の変更・修繕・防犯・防災・その他管理上必要と認められたときは、本物件内に立入りこれを点検し、適時の処置をとることができる。

(第16条) (紛争の解決)

本契約に紛争が生じた場合は、甲乙共に誠意を以って道義的に解決をはかるものとする。

(第17条) (書面による確認)

本契約各条項に基づく報告・承認・その他一切の意思表示は、すべて書面によらなければならない。

(特約事項)

建物本体の火災保険は甲の負担とし、乙の所有物の保険は乙の負担とする。

以上、本契約成立を証するために、本契約書2通を作成し、甲・乙が記名捺印の上、各々その1通を保持する。

令和3年6月15日

貸貸人(甲) 住所

[Redacted]

氏名

[Redacted]

貸借人(乙)

住所 加須市中央1丁目14-17

氏名

千葉 遠也

整理番号 - 1

政務活動費 支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	<input type="text" value="0"/> <input type="text" value="4"/> 年 <input type="text" value="0"/> <input type="text" value="4"/> 月 <input type="text" value="2"/> <input type="text" value="6"/> 日				
支出額	<table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> </tr> <tr> <td><input type="text" value=""/><input type="text" value=""/><input type="text" value="6"/><input type="text" value="4"/><input type="text" value="0"/><input type="text" value="0"/><input type="text" value="0"/></td> <td>円</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">※ 政務活動費を充当した金額を記載</p> <p style="text-align: center;">政務活動に使用する割合が8/10以上であるため (按分した場合の積算方法 $80,000 \times 0.8 = 64,000$)</p>	百万	千	<input type="text" value=""/> <input type="text" value=""/> <input type="text" value="6"/> <input type="text" value="4"/> <input type="text" value="0"/> <input type="text" value="0"/> <input type="text" value="0"/>	円
百万	千				
<input type="text" value=""/> <input type="text" value=""/> <input type="text" value="6"/> <input type="text" value="4"/> <input type="text" value="0"/> <input type="text" value="0"/> <input type="text" value="0"/>	円				
使 途	5月分事務所賃借料				
支 出 先	<input style="background-color: black; color: black;" type="text"/>				

上記のとおり支出しました。

支出者名

埼玉県議会自由民主党議員団



事業用賃貸借契約書(事務所) 更新

貸主 [REDACTED] (以下「甲」という。)と借主 中屋敷 慎一 (以下「乙」という。)は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

名称	森田賃貸事務所(平成21年6月10日締結の事業用賃貸借契約書に 1階 NO03号室 添付した貸事務所図面に基づく場所)		区画番号()
所在地	(住居表示) 鴻巣市東3丁目1番18号(住居表示)		
建物	木造 鉄骨造 鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造・軽量鉄骨造・その他() / (登記簿) 鴻巣市東3丁目107番		
種類	事務所(賃貸事務所)	新築年月	平成12年12月
面積	31.77㎡		
附属施設	公営水道メーター(専用)、東京電カメーター(専用)、公営下水道メーター(専用)、冷蔵庫、駐車場スペース(2台分)、電気湯沸し1個		

頭書(2) 事業内容(具体的に記載すること)

事務所	
-----	--

頭書(3) 契約期間

契約期間	令和1年7月1日から令和4年6月30日まで(3年間)
目的物件の引渡し時期	賃貸借期間満了により契約の更新がされない場合は上記期間満了までとする。

頭書(4) 賃料等

賃料	月額 80,000円 (内消費税等 6,400円)	管理・共益費	月額 (内消費税等)	家賃保険料	円	円
敷金	(賃料 ヶ月)	円	円	附属施設料	円	円
保証金	(賃料 ヶ月) 400,000円	債 却	毎年15分の1ずつ償却するものとする。(保証金の補填はしない。)			

その他の条件

貸与する種本数	鍵No. 5	室南玄関	北出入口	ポストの鍵
賃料等の支払時期	翌月分を前月末日までに支払うものとします。			
賃料等の支払方法	前振込	口座振替 [REDACTED] 、口座名義 [REDACTED]		
	<input type="checkbox"/> 持参先			
	<input type="checkbox"/> 口座引落	委託会社名		

頭書(5) 借主緊急連絡先

(氏名) 中屋敷 慎一
(自宅) TEL [REDACTED]
(事務所) TEL 048-541-8110 (会社名・部署名)
(携帯) TEL

頭書(6) 貸主及び管理業者

貸主	氏名 [REDACTED] 住所 [REDACTED]
管理業者	商号又は名称 [REDACTED]
所在地	〒 TEL
賃貸住宅管理業者登録制度登録番号	国土交通大臣()第 号
(一社)全国賃貸不動産管理業協会会員番号	※(一社)全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載
管理担当者	氏名 [REDACTED] (賃貸不動産管理士:登録番号 [REDACTED]) ※賃貸不動産管理士の登録を受けている場合に記載

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者	氏名
	住所

頭書(7) 乙の債務の担保

担保の方法	<input type="checkbox"/> 連帯保証人	氏名
(本契約で採用するものにチェックし、その右欄に所定の事項を記載する。)	<input type="checkbox"/> 家賃債務保証会社の提供する保証	住所
	<input type="checkbox"/> 家賃債務保証会社	家賃債務保証会社
		主たる事務所の所在地

頭書(8) 更新に関する事項

契約更新時の更新料はないものとします。契約更新時に更新の書類作成費、他、事務手数料として貸主、借主はそれぞれ、仲介者に1ヶ月分賃料の4分の1ずつ支払うものとします。

頭書(9) 特約事項

特約事項	
------	--

整理番号

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	--

支出年月日	<input type="text" value="0"/> <input type="text" value="4"/> 年 <input type="text" value="0"/> <input type="text" value="4"/> 月 <input type="text" value="2"/> <input type="text" value="6"/> 日	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: right;">百万</td> <td style="text-align: right;">千</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">352</td> </tr> </table> <p style="font-size: small;">※政務活動費を充当した金額を記載</p>	百万	千	円			352
百万	千	円							
		352							

使途	<p>5月分事務所賃借料の振込手数料</p> <p style="text-align: center;">440 × 0.8 = 352</p> <p style="text-align: center;">政務活動に使用する割合が8/10以上であるため</p>
----	--

領収書等貼付欄

※ 領収書は、重ねて貼付しないこと

※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙にも整理番号(枝番)を付す

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、**埼玉りそな銀行** お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号
0017		*****
取扱店	お取引日	時刻
38041	04-04-26	13:17
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥80,000	¥440
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		ATM認証
円 円 円		円

お振込明細またはご案内

お受取人 XXXXXXXXXX

登録番号 0003

サイタマケンキカイキイソ ナカヤツキ ッ様

電話番号 048-541-8110

取扱番号 300061

⑤埼玉県議会自由民主党議員団 中屋敷慎一

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代」)
④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、
※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →

印紙税申告納付につき浦和税務署承認済

整理番号			3	8
------	--	--	---	---

政務活動費 支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例: 電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1: 調査研究費 2: グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費 【経常的経費】 6: 人件費 7: 事務所費 8: 事務費 9: 資料購入・作成費 10: 交通費
-------------------------------------	---

支出年月日	<input type="text" value="4"/> 年 <input type="text" value="4"/> 月 <input type="text" value="26"/> 日 ほか
支出額	百万 千 <input type="text" value="3"/> <input type="text" value="3"/> <input type="text" value="6"/> <input type="text" value="0"/> <input type="text" value="0"/> <input type="text" value="0"/> 円 <small>※ 政務活動費を充当した金額を記載</small>
使 途	事務所賃料 (4・5・6 月分)
支 出 先	荻プランニング

上記のとおり支出しました。

支出者名

埼玉県議会自由民主党議員団



貸店舗賃貸借契約書

貸主 (以下甲という) と 借主 立石 泰 広 (以下乙という)

(以下乙という) と 連帯保証人 (以下丙という) とは、下記条項に基づき店舗賃貸借契約を締結した。

第1条 【物件の表示】 甲はその所有する下記建物（以下本件建物という）の1部である下記表示部分を（以下賃貸借物件という）を乙に賃貸することを約し乙はこれを承諾した。

所在地 埼玉県川口市西川口6丁目4番13号
名称 第一ドリームハイツ
構造 鉄骨造・3階建 陸屋根
賃貸面積 総面積積 938.19㎡の内1階 101号
店舗面積 約50.48㎡ (15.27坪)

第2条 【使用目的】 賃借人は、賃貸借物件を（事務所）の目的にのみ使用し、その他の目的に使用してはならない。

第3条 【賃貸借期間】 賃貸借期間は、令和2年 4月 1日から令和5年 3月31日迄の満3ヶ年間とする。

第4条 【賃貸借期間中の解約】 賃貸借期間中に本契約を解約しようとする場合には、賃借人は6ヶ月前、賃借人は3ヶ月前迄に相手方に対し書面によりその予告をしなければならぬ。但し、賃借人は、予告に変えて、3ヶ月分の賃借料相当額を支払い、即時解約することができる。

第5条 【賃料、共益費、及び賃料、共益費の改定】 賃借の賃料は、月額金140,000円也（-----）、共益費は、月額金-----円（消費税込）とし賃借人は毎月末日までに翌月分を、賃借人若しくはその指定人に支払うか、或いはその指定口座に振り込むものとする。その場合、振込手数料は賃借人が負担するものとする。但し、1ヶ月に満たない賃料は、その月の日数によって日割り計算とする。

2. 前項の賃料は、物価の変動、土地、建物に対する公租公課、その他経費の増加、近隣土地建物賃料の変動、その他経済事情の変動に基づき事情により、当該賃料が不相当と認められるに至ったときは、賃借人及び賃借人の協議の上、これを改定することができる。

第6条

【付加使用料】

賃借人の賃貸借物件使用に関連して生ずる賃貸借物件内の冷暖房費、及び電気、ガス、水道料などの費用（付加使用料）は、一切賃借人の負担とする。

第7条

【禁止事項】

賃借人は次の行為をしてはならない。

1. 賃借権の譲渡（担保提供その他これに準ずる場合を含む）及び賃貸物件の転貸（共同使用その他これに準ずる場合を含む）

2. 賃貸物件の用途変更

3. 名義の如何を問わず事実上第三者の使用に供する事。

4. 爆発物、発火の恐れのある物等の危険物、不潔、悪臭、その他、他人の迷惑となる物品の持ち込み。

第8条

【原状変更】

賃借人が、賃貸物件に造作、設備の新設、除去、変更、その他原状を変更しようとするときは、賃借人に對し、予めその設計図を呈示して、承諾書を得なければ着手できないものとし、それに要する費用は一切賃借人の負担とする。

第9条

【賃借人の代表者及び業種変更】

賃借人は、その代表者（取締役、支店長、その他名称の如何を問わず賃貸借物件の使用責任者）に変更があったときや、営業種目業態を変更しようとするときは、速やかにその旨を賃借人に通知して、その承諾書を得なければならぬ。

第10条

【損害賠償】

賃借人又はその代理人、使用人、工事請負人、その他関係者の故意又は過失によつて、賃借人又は他の賃借人若しくは第三者に損害を与えた場合は、賃借人が一切の賠償をしなければならない。

第11条

【免責事項】

地震、火災、水害等の災害、盗難その他賃借人の責に帰することのできない事由によつて賃借人が蒙った損害に対しては、賃借人は一切その責を負わないものとする。

第12条

【建物の管理】

賃借人又はその使用人は、建物保全、衛生、防火、防犯、救護その他建物の管理上必要あるときは、予め賃借人に通知した上で、賃貸借物件に立ち入り、これを点検し、適宜の措置を講ずる事ができる。但し、非常の場合など、賃借人が予めこの旨を賃借人に通知できないときは、事後速やかに賃借人に報告するものとする。

2. 前項の場合、賃借人は賃借人の措置に対し協力しなければならない。

第13条

【借主の管理義務】

乙は本物件の善良なる管理者の注意をもつて使用する義務を負う。乙は、特に本物件の火災防止に留意するものとする。

第14条

【敷金】
本契約に基づき債務の履行を担保するため、賃借人は敷金として金230,000円也を本契約と同時に賃借人に預け入れるものとする。但し、賃借人はこれに対し利息を付さない。

2. 賃借人は賃借期間中は、敷金を以て賃料その他本契約に基づく債務の弁済に充てることができる。
3. 敷金は本契約が終了し、賃借人が賃借物件を完全に明け渡し、且つ賃借人に対する一切の債務を賃借人が完済した3ヶ月後、若しくは賃借人が新たに賃貸して保証金、又は敷金等の預託を受けたときの何れか早い時点で、賃借人に対して返還するものとする。
4. 賃借人は敷金に關する債権を第三者に譲渡し、又は債務の担保の用に供してはならない。

第15条

【賃貸借契約の消滅】
天災地変その他不可抗力により、建物の全部又は一部が滅失若しくは破損して、賃貸借物件の使用が不可能になった場合は、本契約は当然終了するものとする。

2. 前項の場合、賃借人は未返還の敷金を賃借人に返還する。

第16条

【貸主の解除権】

賃借人が次の場合の何れか1つに該当するときは賃借人は何らの催告無しに、本契約を解除する事ができ、この場合賃借人が損害を蒙ったときは、賃借人に対してその損害の賠償を請求する事ができる。

1. 賃料その他債務の支払いを2ヶ月以上怠ったとき。
2. 賃貸借物件を無断で第2条の目的以外に使用したとき。
3. 第7条の規定に違反したとき。
4. 他の賃借人の占有使用に著しい妨害を与えたとき。
5. 本契約又はこれに付随して締結した契約の各条項の1つに違反したとき。
6. 仮差押、仮処分、強制執行、破産、会社整理、会社更正、解散若しくは死亡、禁治産の宣告などがあつたとき。
7. 若しくは信用を失墜する事実があつたとき。
8. 賃借人又はその使用人の故意又は過失により、賃貸借物件を著しく棄損し、又は賃貸借物件内で火災を発生せしめたとき。

第17条

【看板その他】

本物件建物外部に取り付けられる看板、並びに1階入口共用付近の造作、置き看板などは、建物の品位を保ち、且つ全賃借人の公平を図るため、賃借人の指定する場所以外は掲示することができない。又指定の場所といえども、その工事に要する費用は賃借人の負担とする。

第18条

【設備などの負担】

賃借人の営業種目、業態により、消防法並びに、その他の法の定めにより生ずる設備などは、全て賃借人の負担とする。

第19条

【造作買取請求権等】

賃借人は、賃貸借物件の明け渡しに際し、その事由名目の如何にかかわらず、諸造作及び設備について支出した必要費、有益費の償還請求、又は移転料、立退料、権利金など、一切の請求はもろろん、賃貸借物件に自己の費用を以て施設した諸造作、設備などの買い取りを賃借人に請求することができない。

第20条

【原状回復義務等】

本契約終了と同様に賃借人は賃貸借物件内に設置した造作、その他の設備及び賃借人所有の物件を自己の費用を以て除去し、原状に復してこれを賃借人に明渡すものとする。この場合において、賃借人が速やかに原状回復の処置を執らなかつたときは、賃借人は賃借人の費用負担において原状回復の処置を執ることができ、原状回復の程度に就いては賃借人が決定できるとし、内装部分が残った場合も、賃借人は賃借人に対し、一切の買い取り請求はできないものとする。

2. 本契約が終了し、賃借人が賃貸借物件を明渡した後に、賃貸借物件内に残置した賃借人の所有物があるときは、賃借人は任意にこれを処分することができ、
3. 本契約終了と同時に、賃借人が賃貸借物件を明渡さないときは、賃借人は本契約終了の翌日から明渡し完了に至る迄の賃料、及び付加使用料相当額の損害金を支払うはもろろん、そのため賃借人が特別の損害を蒙ったときは、その損害をも賠償しなければならない。

第21条

【契約の更新】

本契約の更新は、本契約期間満了の6ヶ月前（賃借人）、3ヶ月前（賃借人）迄に双方から解約の申し出が無い限り、賃借人及び賃借人協議の上、期間満了の1ヶ月前までに契約更新を完了させるものとする。その際、賃料及び共益費の改定は賃借人、賃借人双方協議の上、決定するものとする。

第22条

【協議事項】

本契約に定めのない事項、並びに契約条項の解釈に疑義が生じたときは、賃借人及び賃借人は誠意をもって協議し、その解決に当たるものとする。

第23条

【連帯保証人】

連帯保証人は本契約に基づき、賃借人の負担する一切の債務履行に關し、賃借人と連帯してその責に任ずるものとする。但し、連帯保証人がその責に任ぜざるに至ったときは、賃借人は賃借人に対して連帯保証人に変更、又は追加を求めることができる。

第24条

【付保険】

賃借人及び賃借人は、火災等の災害に備え、各自所有物件についてその負担において損害保険に加入するものとする。

第25条

【合意管轄】

本契約に關する紛争については、浦和地方裁判所をもって第一審の管轄裁判所とする。

第26条

【強制執行】
乙は本契約上の金銭債務の履行を成さないときは、強制執行に付する事を認める。

第27条

【修繕及び費用負担】
本契約に関する修繕及び経費については次により各自負担とする。
(甲)の負担するもの
1. 賃貸借物件内を含む本件建物の主要構造部分の維持管理の為の修繕費用。
2. 本件土地建物に対する公租公課
3. 本件建物に関する火災保険料。

(乙)の負担するもの

1. 賃貸借物件内に乙が設置した設備機器の修繕及び主要構造部分以外の修繕費用
2. 乙が設置した設備機器、什器備品などの保険料
3. 賃貸借物件内の空調、電気工事及び内外装工事、看板工事一式の費用

第28条

【遅延損害金】
乙は本契約上、第5条の家賃、共益費等を支払期日までに全部、又は一部を支払わなかった時は、延滞した家賃等の額に対し支払期日の翌日から支払日までの日数に応じ、年(365日当たり)14.6%の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞損害金を甲に支払わなければならない。

第29条

【特約事項】
1. 本物件建物外壁に看板等を取り付けられる場合、甲の承諾を得る事とし、乙はその他の賃借人に迷惑をかける事のない取り付けをする事。
2. ダクト関係の排気は甲の承諾を得た場所に設置する事。
3. 賃料の振込先
名義人
4. 更新契約の際に、乙は更新料として新家賃の1.5ヶ月分を甲に支払う事とする。
5. 当マンション敷地内にて駐車場使用料を賃料に含むものとする。

上記各条項承諾の上、確実に履行する事を誓約し、各自署名捺印して、店舗賃貸借契約証書とする。後日のために、本証書を2通作成し、双方1通ずつ所有するものとする。

令和3年3月30日

住所

(甲) 賃貸人

氏名

住所

(乙) 賃借人

氏名

TEL

住所

(丙) 連帯保証人

氏名

TEL

仲介業者

埼玉県知事(株) 第6079号
埼玉県川口市西川町1丁目6番2号
株式会社 代表取締役 林 謙和彦
TEL 048-256-1111

宅地建物取引士

登録番号

発行日：2020年06月07日

No. [REDACTED]

建物賃貸借契約更新合意書

賃貸人(以下「甲」という)と借借人(以下「乙」という)は、2016年8月25日に締結した下記「物件表示」記載の建物賃貸借契約(以下「原契約」という)について、以下条項を承諾の上、建物賃貸借契約を更新することを合意する。

物件表示

名称	コーポ三町 1階 102 号室		
所在地	〒369-0314 埼玉県児玉郡上里町三町25-1		
構造	鉄骨造	階数	5階建てのうち 1階～1階
間取	事務所	賃借面積	40.67㎡ (12.30 坪)
特約条項	入居期間に拘らず、退去時に室内クリーニング・エアコンクリーニング(1台分)費用(52,000円税別)が必要です。費用は借主負担となります。退去時に室内での喫煙が認められた場合、居住年数によらず汚損箇所の天井・壁クロスの変更費用は借主の負担とします。貸主においてはその6ヶ月前までに、借主においてはその2ヶ月前までに、解約を申し入れることができる。		

特約事項

第1条 本更新より敷金、賃料、共益費、その他の条件を次の通りとする。

月次支払額		契約時一時金等	
賃料	月額 48,950円(税込)		
共益費	月額 2,200円(税込)		
定額水道料	月額 2,000円		
駐車料	月額 1台無料		

更新料	新賃料の1ヶ月(別途税)
更新事務手数料	新賃料の0.5ヶ月(別途税)

上記の改定は 2020年8月25日 より適用する。

第2条 賃貸借契約期間は 2020年8月25日 から 2022年8月24日 までと改定する。

2020年6月20日

甲(貸主) 住所 埼玉県本庄市東台5-1-7

氏名 関央アセットマネジメント株式会社
(貸主代理) 株式会社アットホームズ

借借人(乙)	住所	〒369-0314 埼玉県児玉郡上里町三町25-1	
	氏名	齊藤邦明	

保証会社	全保連株式会社
------	---------

媒介人 住所 埼玉県本庄市けや木1-2-1

商号 株式会社アットホームズ

代表取締役 大野 寛

免許番号 埼玉県知事(6)第16997号

取引士 [REDACTED]

登録番号 [REDACTED]

【記載事項変更届(住居)】

空欄の事項に記入の上、ご返送ください。尚、変更がある際には変更後欄に変更内容をご記入ください。

(保証人変更の場合は事前に貸主の承諾が必要です。)

物件名	コーポ三町 102号室
-----	-------------

※ 現契約内容 ※

※ 変更後 ※

契約者	氏名: 齊藤 邦明	氏名:
	〒369-0314	〒
	埼玉県児玉郡上里町三町859	
	TEL: XXXXXXXXXX	TEL:
	携帯: XXXXXXXXXX	携帯:
	勤務先:	勤務先:
	勤務先TEL:	勤務先TEL:
入居者	氏名: 齊藤 邦明	氏名:
	携帯: XXXXXXXXXX	携帯:
	勤務先:	勤務先:
	勤務先TEL:	勤務先TEL:
保証人1	氏名: XXXXXXXXXX	氏名:
	XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX	〒
	TEL: XXXXXXXXXX	TEL:
	携帯:	携帯:
	勤務先:	勤務先:
	勤務先TEL:	勤務先TEL:
緊急連絡先	氏名:	氏名:
	〒	〒
	TEL:	TEL:
	携帯:	携帯:
	勤務先:	勤務先:
	勤務先TEL:	勤務先TEL:

	氏名	続柄	氏名	続柄
同居者	齊藤 邦明	--		